

関西分権改革推進委員会報告書

# 関西広域連合のあり方に関する提案

関西にとって望ましい地方分権体制  
を実現するために

2006年6月

関西分権改革推進委員会

## 関西分権改革推進委員会の共同設置団体

自治体（12）

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、  
奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市

経済団体（6）

関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、  
神戸商工会議所、関西経済同友会、関西経営者協会

# 目 次

第1章 関西分権改革推進委員会の提案	1
第2章 分権改革に関する基本的考え方	5
第3章 関西広域連合の事務を選択する視点	9
第4章 関西において広域的に取り組む課題	13
1. 地域主導の法定計画づくり	13
2. 利便性の高い交通・物流基盤の形成	17
3. 大規模災害に強い地域づくり	22
4. 産業競争力の強化と雇用の創出	25
5. 国際観光振興による地域活性化	28
6. 豊かな自然環境の保全と活用	32
第5章 関西広域連合の仕組みと財政	35
参 考 資 料	39
付 属 資 料	47



# 第1章 関西分権改革推進委員会の提案

## (1) 本委員会の目的と検討事項

関西分権改革推進委員会は、関西にとって望ましい地方分権体制の早期実現に資することを目的として、関西において広域的に取り組む課題の明確化とそれに取り組む広域自治組織のあり方を検討するため、関西の2府7県3政令市と6経済団体が共同で設置した。

委員会は主として次の二点に取り組んだ。

関西地域の魅力を高めるために、府県を越えて広域的に取り組むべき課題の現状と問題点を明らかにし、これらの課題に関西の特色を発揮しやすい形で取り組む広域自治組織のあり方について提案する。

府県を越える広域自治組織を地方自治法に基づく「広域連合」として設置する実現可能性を明らかにする。

## (2) 一年間の分権改革の動き

本委員会は、関西分権改革研究会が2005年1月に提出した報告書「分権改革における関西のあり方」を受けて、2005年4月に発足した。その後、今日までの約一年間の分権改革の主な動きと評価は次の通りである。

### (a) 道州制

2006年2月28日に第28次地方制度調査会は、国の役割を重点化し、内政は広く地方公共団体が担うことを基本とする「新しい政府像」を確立すべきであり、その具体策としては「道州制の導入が適当と考えられる」ことを小泉首相に答申した。

道州制を導入するとすれば、国の役割を限定し、その他はすべて地方に任せる「地方分権型道州制」でなければ、望ましい地方分権体制にはならない。長年にわたり中央集権体制の打破を訴えてきた関西としては、果たしてその方向で改革が進むのか慎重に見定める必要がある。

### (b) 三位一体の改革

2005年12月、政府・与党は「三位一体の改革」(第一期改革、2004～2006年度)において3兆円の税源移譲を基幹税により行うことを決定した。

2000年に施行された地方分権一括法により、国と地方は上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に改められたが、地方にその実感はない。その大きな原因が税財政制度の改革の遅れにあった。今般の三位一体の改革は、シャープ勧告以来の画期的な改革との評価もあるが、地方のことを地方で決めるため、基本となる自主

的財源を確保するという意味では、改革はまだ緒についたばかりである。

#### (c) 憲法改正

日本国憲法について、衆・参両院に設置された憲法調査会が 2005 年 4 月に各々の調査報告書をまとめた。これを契機に各政党や民間団体も改正草案や提言を公表するなど、各方面で憲法改正に関する議論が活発に行われている。

全国知事会も 2006 年 3 月に報告書を発表し、憲法前文において地方自治の保障・地方分権の確立を宣言すること、地方自治の基本原則や国と地方自治体の役割分担の基本原則を明記することなどを求めている。

憲法に分権改革や地方自治をどのように規定すべきか、重要なテーマであり議論を深めていく必要がある。

#### ( 3 ) 地方から分権改革のうねりを

地方制度調査会の提案した国と地方の新しい政府像の実現や憲法改正までには相当の時間を要すると考えておかなければならない。三位一体の改革も中途半端である。地方としては、分権改革を国の主導に委ねておくのではなく、地方にとって望ましい地方分権体制の実現をめざし、自ら改革に取り組む必要があるという状況に変わりはない。

関西は地方のリーダー役を果たす気概をもって、自治体、経済界及び学界が一体となって、関西にとって望ましい分権体制の実現に一步でも近づけるような現実的な行動を起こさなければならない。

#### ( 4 ) 本委員会の提案内容

本委員会が一年間（関西分権改革研究会から通算すれば約三年）活動を行った結果は次章以下に示す通りである。これら活動を通じて、本委員会としては次の諸点について提案することに合意した。

##### (a) 関西において広域的に取り組むべき課題

関西を住民にとっても企業にとっても魅力ある地域として発展させるため、基礎自治体及び府県がそれぞれの役割を十分に果たすことが基本であるが、関西のかかえる広域的課題の解決と共同事業の推進については関係する府県と政令市が連携し、戦略的に取り組む必要がある。

関西における重要な広域的課題を例示的にあげれば次の通りである。

地域主導の法定計画づくり

- ・近畿圏の国土形成計画の策定

利便性の高い交通・物流基盤の形成

- ・関西圏の総合的な交通・物流基盤整備計画の策定

- ・ 関西三空港の一体的な運営管理
- ・ 関西圏の国道・高規格幹線道路の計画・整備・管理
- ・ 大阪湾内諸港をはじめ港湾の一体的な運営管理
- ・ 北陸・中央新幹線の整備

#### 大規模災害に強い地域づくり

- ・ 東南海・南海地震対策を中心とする広域連携防災計画の策定
- ・ 災害応急時及び復興時の広域連携体制の構築（共同備蓄など）

#### 産業競争力の強化と雇用の創出

- ・ 関西の産業・科学技術振興戦略の策定
- ・ 産業・科学技術クラスターの形成と交流の促進
- ・ 関西全体で支える関西文化学術研究都市の新たな展開

#### 国際観光振興による地域活性化

- ・ 関西の観光プロモーション・共同事業の実施

#### 豊かな自然環境の保全と活用

- ・ 自然環境保全活動「モデルフォレスト」の推進

#### (b) 府県を越える広域自治組織のあり方

上記の重要な広域的課題に取り組むためには広域自治組織が必要であり、関係する府県及び政令市が地方自治法に基づく「関西広域連合」(仮称)を設置することが有力な手段である。

関西広域連合は、基礎自治体及び府県との役割分担を明確にし、設置者である府県及び政令市から負託を受けた「広域的」課題についてのみ取り組む。

関西における重要な広域的課題に関係する国の権限及び財源について関西広域連合に移譲を求める。

関西広域連合を設置することにより、地方自治法の「都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる」という規定を活用できる。

たとえば、国土形成計画（広域地方計画）や関西圏の社会資本整備重点計画の策定権限などについて、国土交通大臣から関西広域連合の長へ移譲を求めたい。

関西広域連携協議会、関西国際広報センター、関西国際観光推進センター、歴史街道推進協議会をはじめ、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構や関西元気文化圏推進協議会などを含め、既存の広域連携組織のあり方を見直し、関西広域連合にふさわしい事務・事業はできる限り集約化する。

関西広域連合の設置・運営について、関西経済界は最大限これを支援し、協力する。

(c) 関西広域連合の設置に向けて

関西広域連合の設置の可否を決定するのは関係自治体の長や議会の役割である。したがって本報告書の性格は、決定に向けた提案と基礎資料の提供にとどまる。

また、関西広域連合の設置にいたるまでには、さらに詳細に検討しなければならない課題も残されている。

関西広域連合が取り組む課題と具体的な事務の明確化、

各広域的課題への各自治体の参加と負担のあり方、費用対効果の検討

既存の広域連携組織の整理統合の具体案、

これまで培ってきた官民連携を引き継ぐ方策

明確化された事務を処理する関西広域連合の組織体制と財政の検討

などである。

残された課題を検討し、関西広域連合の設置の可否を決定するためには、関係する府県及び政令市の知事・市長の話し合いによる合意形成を進める必要がある。このため、知事・市長をメンバーとし、経済界のトップも参画する新しい組織の設置を提案する。



## 第2章 分権改革に関する基本的考え方

### (1) 分権改革によって関西がめざす姿

#### (a) 住民や企業にとって魅力ある地域として自立的に発展する関西

分権改革によって、関西はその特色を活かし、人々の英知を結集して創意をこらし、人々や企業がそこに暮らし活動することを誇りに思える魅力ある地域として自立的に発展しなければならない。

安心と安全の確保は住民にとっても企業にとっても魅力ある地域の基礎的な条件である。豊富な教育機会があり、子育ての環境や医療・福祉サービスが充実していることは住民にとって大きな魅力である。そのうえ多種多様な企業の集積があることは雇用や所得の面から住民をひきつける重要な要素である。

企業にとって魅力のある地域の条件をみれば、交通インフラをはじめ関西には他の地域に比べ優位にある項目が多数ある。これら条件にそれぞれ磨きをかけ、広域的な連携を強化すれば関西の魅力をさらに高めることができる。

#### (b) 域内の多様な個性を尊重しつつ総合力が発揮できる関西

関西は地理的には、京都・大阪・神戸という個性豊かな三つの大都市を核にした大都市集積が中央部にあり、その周囲に豊かな自然に恵まれた地域が日本海沿岸から紀伊半島、太平洋沿岸まで広がっている。その中で各都市や地域は、歴史的に固有の文化を育みながらも相互に深いつながりを有し、必ずしも行政区域にとらわれない「関西」という広域のアイデンティティを確立している。

このような特色をもった関西を、住民にとっても企業にとっても魅力的な地域として発展させるためには、関西の各府県や市町村がそれぞれの発展をめざして知恵と個性を競いあうと同時に、関西が一体的に発展するための基盤となる交通社会資本の整備をはじめ府県を越える広域的課題に適切に対処し、関西としての総合力を発揮していくことが重要である。

#### (c) 補完性の原理で関西らしい地方自治の仕組みを実現する関西

関西が自立的にその魅力を高めていくためには、関西のことは関西で決めて実行に移し、その責任も関西が負える行政体制が必要である。

そのためには、まず国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国の役割を「どうしても国でなければ担えないもの」に限定する必要がある。そのうえで、地方自治のあり方としては、補完性の原理に基づき、住民に最も近い市町村ができるだけ多くの役割を担い、市町村では難しいこと、市町村を越えて対応することが適切なことだけを府県が担うというのが基本である。

さらに府県を越える広域的課題についても、国による直接・間接の対応に委ねてしまうのではなく、地方自治の仕組みの中で適切に対応できるようにしなければならない。

## (2) 関西において広域的に取り組むべき課題

### (a) 府県を越える広域的課題への対応の現状

高齢化の一層の進展と人口減少社会の到来、国際的な地域間競争の激化、国と地方を通じる財政の悪化といった時代状況の中で、府県を越える広域的課題への取り組みの重要性がますます高まっており、その対応の巧拙によって今後の地域の発展が左右される。

府県を越える広域的課題は多種多様に存在するが、それらの課題に応じた行政は、国の機関（地方支分部局）が直接担うか、関係する地方自治体が必要に応じて個別に協議・協力しながら対応しているのが現状である。

広域的課題について国が直接介入すれば、とかく全国一律の施策になりがちである。国が規制や補助で間接にかかわる場合にも、どうしても全国的な統一性・公平性の観点や国の財政事情が優先され、かつ省庁縦割りになるため、関西の地域特性を活かした関西独自の発想や戦略で総合的に問題を解決するといった努力が報われないなど弊害が多い。

これまで、府県を越える広域的課題に関して、自治体間の広域連携もさまざまな形で行われている。特に関西では、重要な広域プロジェクトについては経済界と自治体が一体となって強力な推進活動を行ってきた。また、関西広域連携協議会をはじめ民間も参加した広域連携組織が文化、観光、環境、防災などの分野で関西らしい取り組みを行い着実な成果をあげている。しかし、協議会方式による対応は、地域の利害対立が大きいテーマは避けられがちになり、自治体間調整に多くの時間を要するという指摘もあり、既存の自治体による個別協力や広域連携には一定の限界がある。府県を越える広域的課題について国から権限・財源の移譲を受けて取り組むためには、行政権の主体たりうる法的性格と住民自治の仕組みを備えた「府県を越える広域自治組織」を新たに設置する必要がある。

### (b) 「府県を越える広域自治組織」の役割

地方自治法によれば国は外交・防衛など国家としての存立にかかわる事務のほか、全国的な統一性が必要な規制や全国的な規模・視点が必要な事業を分担することになっているが、現に国の地方支分部局が所掌している事務の中には、「府県を越える広域自治組織」があれば地方で分担できるものが多く含まれている（関西分権改革研究会報告書より）。

「府県を越える広域自治組織」は、補完性の原理に基づき、従来は国が直接・間

接に役割を分担していたものと、必要に応じて府県や政令市から負託されたものを分担することを基本とすべきである。関西の広域的課題すべてを「府県を越える広域自治組織」が分担するのではなく、内容や性質によっては民間も参加する広域連携組織や自治体間の個別協力に対応するものがあるといい。

### (3) 「府県を越える広域自治組織」と広域連合制度

「府県を越える広域自治組織」を行政権の主体たりうる法的性格と住民自治の仕組みを備えたものと定義するならば、「地方分権型道州制」もこれに該当するが、国と地方の双方の政府のあり方を再構築するとなれば、実現まで相当の時間を要するものと考えられる。

関西にとって望ましい地方分権体制を実現するため、関西が速やかに行動を起こし、めざす姿に一步でも近づくためには、現行法制のもとで「府県を越える広域自治組織」の設置を検討する必要がある。それには「府県合併」と「広域連合」の二つの方法がある。

府県合併については、関係府県の発意による自主的合併の道が既に開かれているが、国からの権限移譲に関する法令の規定がないため、単純に合併するだけでは国と府県との関係に構造的変化は起こらない。

一方、広域連合制度には次のような特色がある。

#### (a) 関西の特色を活かした戦略的取り組みができる

広域連合は、関西に府県を越える広域的課題が多種多様に存在する中で、重要課題に関西が自ら優先順位をつけ、それら課題の解決や共同施策に戦略的に取り組むことができる。

#### (b) 国からの事務の移管が地方自治法上に予定されている

広域連合は、国の行政機関の長に対してその権限に属する事務の一部を広域連合に移管するよう、法に基づいて要請することができる。要請が直ちに受け入れられる保証はないが、財政措置も含めて具体的に粘り強く要求し、その結果、関西に対して特別に権限や財源の移譲が行われることになれば、困難な地方分権改革の突破口を開くことにもなる。

#### (c) 組織自治体からの一定の独立性がある

広域連合は「地方公共団体の組合」の一類型として地方自治法に規定されており、その財源を広域連合を組織する地方公共団体（以下「組織自治体」という）の分賦金に依存するものの、広域的な政策や行政需要への対応という面においては、組織自治体から独立的に一定の機能を発揮しうるような制度になっている。したがって、関西広域連合と府県、市町村が分権改革や関西の課題について問題意識を共有し、役割を適切に分担することができれば、関西の総合力は飛躍的に高まる。

(d) 制度自体の自由度が高い

広域連合は、制度設計において柔軟性（フレキシビリティ）があり、関西らしい創意工夫をこらす余地が大きい。こうした特色を活かせば、関西の良き伝統である官民連携の長所を取り入れることができる。

(4) 分権改革の有力な手段としての関西広域連合

関西では、これまで自治体、経済界及び学界が一体となって地方分権改革のあり方について議論を深めてきた。今後は、その結果をもとに国に対して具体的な制度改革を提案すると同時に、自らも改革への行動を起こし、その実績を示したうえで国による改革の実行を強く迫る姿勢が重要である。

具体的には、前節に述べた「府県を越える広域自治組織」を全国に先駆けて設置し、そこに国からの事務の移管や権限・財源の移譲を強く迫るという方法である。国の各省庁は、総論では地方分権は必要と認めながら、府県では狭い、府県を越える広域自治組織がないといって各論で権限・財源の移譲を拒否しがちである。このような国の主張や姿勢を容認するものではないが、分権が先か受け皿が先かという議論で改革を遅らせることは地方のためにならず、関西においてまず広域の受け皿を用意する意義は大きい。

関西にとって望ましい地方分権体制の実現に向けての行動の第一歩として、地方自治法の広域連合制度に基づいて「関西広域連合」(仮称)を設置することが有力な手段になると考えられる。

## 第3章 関西広域連合の事務を選択する視点

### (1) 関西広域連合の事務に関する基本的な考え方

#### (a) 国からの事務移管を受けるための条件

関西広域連合は、府県を越える広域的課題の中で、従来は国が直接・間接に役割を分担していたもの、及び必要に応じて府県や政令市から負託されたものを中心に役割を分担するものである。

関西広域連合を設置する目的は、国からの権限・財源の移譲を受けやすい地方の受け皿とすることにある。地方自治法は「国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる」、「都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる」と規定している。この条項をどう活かすかがポイントである。

ただし、現行制度のもとでは、府県や政令市の事務の中から「広域にわたり処理することが適当であると認められるもの」について府県・政令市から負託を受けて広域連合を設置し、その事務に（密接に）関連する国の事務の移管を受けるという順序にならざるをえない。国から移管を受ける事務だけで広域連合を設置するため特区申請を行うという方法も考えられるが認められる保証がない。

なお、構造改革特区や地域再生制度を活用して国から広域連合への権限移譲や規制緩和を求める方法もあり、引き続き検討を要する。

#### (b) 設置当初の事務を選択する場合の条件

設置当初に広域連合が処理する事務は、府県・政令市の事務で、かつ「広域にわたり処理することが適当であると認められるもの」でなければならない。何ををもって「適当」と認めるか、地方自治法にその判断基準は示されていない。

広域にわたり処理する内容として、地方自治法は、広域計画を策定し、その実施のために「必要な連絡調整を図る」ものと、その事務の一部を「広域にわたり総合的かつ計画的に処理する」ものがあると規定している。

関西広域連合の設置にあたっては、これらの規定を踏まえて、事務を具体的に選択する必要がある。選択の視点（メルクマール）として、以下のような項目が考えられる。

## (2) 事務を選択する視点(メルクマール)

### (a) 国から権限・財源の移譲を求めうる

国から地方への権限・財源の移譲につながるものを関西広域連合の事務とする。

たとえば、広域的な高規格幹線道路の計画・整備に関する権限・財源の移譲をめざすならば、府県や政令市の所管する道路事業に関して広域的な調整を行うような一部の事務をあらかじめ広域連合に担わせておくことが有効である。

### (b) 関西の魅力向上をめざす

関西に点在する数多くの資源を有機的に活かし、関西の総合力を發揮してその魅力向上をめざすことのできるものを関西広域連合の事務とする。

たとえば、国際観光振興による地域活性化という観点からは、観光をめぐる内外の地域間競争の激化を踏まえ関西として一致団結して観光プロモーション・共同事業を実施する必要があるが、同時に、関西三空港の一体的な管理をはじめとする交通社会資本の利便性向上や観光の魅力を高める自然環境保全などにも戦略的に取り組み、相乗効果をめざすべきである。

### (c) 広域連合の事務として明確である

関西の広域的課題に関して、府県と政令市(及びその他市町村)との間に重複がなく、広域連合の事務として明確であり、広域連合で処理する意義のあるものを関西広域連合の事務とする。

国と府県の間に関西広域連合を設けるにあたっては、それ自身が屋上屋のそしりを受けないように役割分担を明確にし、事務の重複を避けなければならない。また、特別地方公共団体である広域連合の特色を活かして効果的な連絡調整や適切な意思決定ができる事務を選ぶ必要がある。

### (d) 行財政効果が期待できる

府県・政令市がそれぞれに取り組んでいる事務・事業や設置管理している施設のうち、複数の自治体が共同で実施あるいは一元的に管理を行うことにより規模の経済性や範囲の経済性を發揮でき、行政サービス水準の向上とコスト削減が両立する可能性のあるものについて、現状の取り組み状況や地域固有の事情に配慮したうえで、関西広域連合の事務とする。

たとえば、災害救援物資の共同管理では、災害が発生した際、必要時に大量の物資を必要な地域に効果的に投入することが可能になるとともに、共同での備蓄、調達では備蓄絶対量及びコストの削減が期待される。さらに公設試験研究機関についても同様の効果が期待できる。

### (e) 関西の特色である官民連携の強みを活かす

地方自治体である関西広域連合を住民や企業にとって身近な存在にすることは重要な視点であり、関西におけるこれまでの官民連携の特長を活かし、住民・企業

の参画しやすい効果的なテーマや事業を選んで、関西広域連合の事務とする。

たとえば、関西広域連携協議会で実施し、「クール・ビズ」として全国的に展開されることにつながった「夏のエコスタイル運動」は住民・企業の参画が欠かせないものであった。文化振興や産業・科学技術振興などの分野においても、官民連携による取り組みが不可欠である。

なお、関西広域連合を設置する場合は、関西広域連携協議会、関西国際広報センター、関西国際観光推進センター、歴史街道推進協議会をはじめ、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構や関西元気文化圏推進協議会などを含め、既存の広域連携組織のあり方を見直し、関西広域連合にふさわしい事務・事業はできる限り集約化する必要がある。

### (3) 関西広域連合の事務の例示

本委員会が行った「関西において広域的に取り組む課題」の検討結果は次章に示す通りである。それぞれの広域的課題を解決するための広域連合の役割分担と事務の具体的内容などを検討した。例示している事務は下表の通りである。

関西広域連合が取り組む広域的課題と事務の例示

広域的課題		事務
1	地域主導の法定計画づくり	国土形成計画（全国計画）への関与
		国土形成計画（広域地方計画）の策定
		国が策定する広域計画（近畿圏整備計画、社会資本整備重点計画など）の策定・関与
		法定計画の実施の推進
2	利便性の高い交通・物流基盤の形成	関西圏の総合的な交通・物流基盤整備計画の策定
		関西三空港の一体的な運営管理
		国道及び高規格幹線道路の計画・整備・管理
		大阪湾内諸港をはじめ港湾の一体的な運営管理
		北陸・中央新幹線の整備促進
		交通社会資本の整備・運用に関する連絡調整
3	大規模災害に強い地域づくり	広域連携防災計画の策定
		災害応急時及び復興時の広域連携体制の構築
		広域防災拠点及び防災情報提供システムの整備
		企業、ボランティア等との広域連携・協力体制の整備
4	産業競争力の強化と雇用の創出	関西の産業・科学技術振興戦略の策定
		産業・科学技術クラスターの形成と交流の促進
		公設試験研究機関の戦略的運営
		関西全体で支える関西文化学術研究都市の新たな展開

5	国際観光振興による地域活性化	関西としての観光戦略・戦術の策定
		観光戦略・戦術に基づく観光プロモーション、事業の実施
		効果的な観光戦略・戦術の策定やプロモーション実施のための基盤整備
6	豊かな自然環境の保全と活用	自然環境保全活動「モデルフォレスト」の推進
		野生生物との共存や外来生物の防除活動の推進



## 第4章 関西において広域的に取り組む課題

本章では、関西において広域的に取り組むべき主要な課題ごとに、関西広域連合を設置するとすれば、国や府県・市町村との役割分担がどのようになるか、広域連合は具体的にどのような事務を処理するか、国からどのような事務移管を求めたいか、そして広域連合で事務を処理するメリット・効果や課題は何かといった諸点について、本委員会における検討結果を整理する。

### 1. 地域主導の法定計画づくり

(国土形成計画等の国の計画に関与する事務)

#### ア. 現状と課題

##### (a) 国土形成計画(広域地方計画)

「国土総合開発計画」に代わり、今後は「国土形成計画」が策定されることとなり、開発中心から整備(維持管理を含む)への転換を図ることに加え、国と地方の協働によるビジョンづくりが進められることが期待されている。

しかしながら、国土総合開発計画では「府県総合開発計画」や「地方総合開発計画」の策定権限が地方に与えられていたが、国土形成計画では、地域ブロック毎に「広域地方計画協議会」が設置されるものの、国土交通大臣が「広域地方計画」を定めるものとされ、協議会の事務局機能も国土交通省(地方整備局)が担うことから、名実とも策定権限を国が握る状況となった。

国土形成計画(広域地方計画)は、今後の地域づくりの指針ともなるものであり、関西のあるべき将来像の実現に向けて、関西が主導的に積極的に策定作業に取り組む必要がある。

今後の国土形成計画の策定予定では、2006年度前半に圏域を定める政令が制定され、2007年中頃までを目途に、広域地方計画協議会が設置される。圏域指定などで実態やニーズとの乖離を避けるためにも、地域として早急に意思表示しなければならない。

##### (b) その他国が策定する計画

二府県以上の地域を対象とした計画として、「社会資本整備重点計画」における「地域ブロックの重点整備方針」、「近畿圏整備計画」、「大阪湾臨海地域開発整備の基本方針」などがあげられ、いずれも策定権限は国が握っている。特に社会資本整備重点計画は国土形成計画との関連性も深く、広域地方計画と地域ブロックの

重点整備方針の整合性を確保する必要がある。

他の計画でも、条件不利地域振興計画（過疎地域自立促進計画、半島振興計画等）や食料・農業・農村基本計画など、二府県以上の地域ごとの特色や背景を勘案すべきものは多くあり、地方が果たすべき役割は大きい。

#### イ．課題解決の方向性

国土形成計画をはじめ、諸々の計画に求められている「規模から質への転換」などの全般的な意識改革はもちろん、地域のことは地域自身が決めることによって、地域の実情に合った効果的、効率的な施策につなげていく。

国が策定している計画についても、地域ごとの特色や背景を勘案すべき部分については、積極的に地方の声を反映していく。

国土形成計画（広域地方計画）の策定は、地方が主体的に参加すべきものであり、まさに関西のやる気、実力、調整力、さらには地方分権への意思を示す絶好の機会であり、地方分権を加速させる契機とする。

#### ウ．国・広域連合・府県市町村の役割分担

##### (a) 国

国家的な視点で計画を策定し、関西地域を越える範囲の課題の解決や、他地域との意見調整などを行い、計画の着実な推進を図っていく。

##### (b) 広域連合

府県を越える広域的な観点で、組織自治体からの意見を集約、調整し、計画を策定する。

国土形成計画の策定に関して、2007年中頃に設置される広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担当できるようにしたい（実質的な策定権限の獲得）。また、次期国土形成計画の策定においては、関西広域連合が広域地方計画を定め、国土交通大臣の同意を求めるものとするよう法律改正を要請する（策定権限の獲得）。

その他法定計画についても、関西地域の発展に寄与する部分について積極的な関与を行っていく（社会資本整備重点計画への意見提案、近畿圏整備計画の策定など）。

広域地方計画を含む法定計画策定後、必要となる計画のフォローアップ作業を、適宜、調整や着実な推進を図るための域内計画の策定などを行いながら、関西広域連合が担っていく（国に対して進捗管理及び事業評価を行う事務の移譲を要請）。

##### (c) 組織自治体及び市町村

関西広域連合が策定・関与する計画に組織自治体の意見を反映するとともに、域内市町村の意見集約・調整を行い、計画の着実な推進を図っていく。

計画段階から、地域住民の声を反映させることは重要であり、関西広域連合が行う計画の策定・関与においても、基礎自治体である市町村からの意見提案を受け、協議する仕組みを設けることを検討すべきである。

## エ．広域連合の事務の具体的内容

事 務	事務の概要	備 考
(a) 国土形成計画(全国計画)への関与 (意見提案) 【法令改正不要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西広域連合の区域内における施策の実効性を一層高めるために必要な全国計画の案を作成し、提案する。</li> <li>・ なお、事前に関西広域連合にて組織自治体と協議し、意見調整を行う。</li> </ul>	【組織自治体との協議】 市町村代表・学識経験者・経済界なども参加
(b) 国土形成計画(広域地方計画)の策定 【法令改正要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定機関である広域地方計画協議会へ参加するとともに、協議会の事務局機能を担い、広域地方計画の策定に主体的に関与する。</li> <li>・ 将来的には関係機関等と協議のうえ、関西広域連合が広域地方計画を策定する(国は同意)。</li> </ul>	【必要な法令改正】 国土形成計画法第10条第6項 【広域地方計画協議会の構成】 関係府県政令市、国の地方支分部局、地元経済界等
(c) その他国が策定する広域計画の策定・関与 【法令改正要(一部)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近畿圏整備計画など、関西地域で完結する計画は、関係機関・団体等との協議を経て、関西広域連合が策定する。</li> <li>・ 社会資本整備重点計画など、国家的な見地から策定することが望ましい計画は、関西広域連合が地域の発展に関する部分について国へ必要な意見提案を行う。</li> <li>・ 港湾計画など、既に地方に権限があるものについては、地域の特色を生む裁量範囲が守られるよう、またはより施策の効果が生まれるよう、社会資本整備重点計画や国の策定する基本方針などに必要な意見提案を行う。</li> </ul>	【必要な法令改正】 近畿圏整備法第9条第1項 【関係機関・団体等】 組織自治体・市町村代表・学識経験者・経済界・国の地方支分部局など 【意見提案の事前調整】 国への意見提案にあたっては、事前に関西広域連合内にて必要な合意を行う。
(d) 法定計画の実施の推進 【法令改正不要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑かつ実効性のある施策の展開を行うため、常に組織自治体との協議・調整(進捗管理を含む)を重ねながら、必要な合意を行い、計画の推進を図る。</li> </ul>	【組織自治体との協議】 施策の円滑な展開の観点から必要な場合、国の関係機関等も参加

## オ．国からの事務移管等のメニュー

### (a) 国土形成計画(全国計画)、社会資本整備重点計画等

国が責任をもって、国家的な見地から実施すべきであり、関西広域連合の役割は

区域内における施策の実効性を一層高めるために必要な関与（意見提案・協議）を行うことである。

特に計画に内包する地域ブロック毎に記述される部分（整備方針など）については、地域の計画等を十分尊重し、国と関西広域連合が協議を行うなど、地域の声が活かされる一定の手続きが必要である。

(b) 国土形成計画（広域地方計画） 近畿圏整備計画等

地方に関する計画は地方が決定すべきであり、府県を越える広域的な計画については、関西広域連合が各行政機関の長と協議して策定する。計画の実効性を確保する観点から、策定した計画に国土交通大臣が同意を行うなど、国が一定の関与を行うことが望ましい。

国土形成計画（広域地方計画）については、広域地方計画協議会が計画案を策定することとなっており（決定は国土交通大臣）、関西広域連合がその協議会の庶務（事務局機能）を担当できるようにする。

(c) 計画の実施の推進

国は関西広域連合が集約・調整した地元意見などを踏まえ、他地域との連絡調整を行いつつ、必要な措置をとる。

また関西広域連合は、国に対し、計画に基づく施策事業に関する国の予算確保、規制緩和等への働きかけを行う。

【国からの移管を求める事務・権限等】

- ・ 広域地方計画協議会の庶務（国土形成計画（広域地方計画）の実質的な策定権限）
- ・ 近畿圏整備計画の策定
- ・ 近郊整備区域・都市開発区域・保全区域の指定（近畿圏整備計画）
- ・ 基本方針の策定、計画の認可（大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備計画） など

カ．広域連合で処理するメリット・効果と課題

(a) 広域連合が計画を策定することによるメリット

国の計画でもあり、地域にとって重要な地域整備計画を国の施策に明確に位置づけることができ、実行に向けての強力な担保にすることができる。

必要な国の権限・財源を受け、「計画策定 - 実行 - 評価」サイクルを関西地域内で自己完結し、関西の発展に寄与するとともに、地域住民の民意を反映することができる。

(b) 広域連合が計画の推進を行うことによるメリット

関西における合意形成機能を常に保有することにより、意見調整を迅速に行うことができ、計画に基づく施策・事業をスピーディに遂行することで、関西の総合力の発揮と魅力の向上を図ることができる。

## 2 . 利便性の高い交通・物流基盤の形成

( 広域的な交通社会資本整備に関する事務 )

### ア . 現状と課題

交通社会資本整備の計画と実施は、現行では国、府県、市町村によって複雑に役割分担されており、なおかつ陸・海・空のそれぞれの交通社会資本が国・府県・市町村を通じる縦割りの組織で所管されているため、相互関連性を高めた戦略策定・整備が難しい状況にある。

地方分権の流れの中で自治体の役割を高めることが求められているが、住民や企業の活動範囲は必ずしも自治体の区域にはとどまっていない。関西の三空港（関空・伊丹・神戸）の最適運用、高速道路ネットワークの改善、阪神港をはじめとする重要港湾の国際競争力強化、新幹線の建設促進など、広域的な対応が求められる課題が多く存在している。

現状では、これらを総合的かつ広域的にとらえ、計画、事業化していく有効な仕組みがない。人口減少社会になり、社会資本整備の財源確保がますます困難な時代になる中で、関西にとって必要な交通・物流基盤について総合的・広域的な視点から優先順位をつけ、効果的・効率的に整備を行うことのできる体制が必要である。

### イ . 課題解決の方向性

産業振興、観光・文化振興、防災を含む関西圏のさまざまな施策の効果を最大限に発揮させる観点から交通・物流基盤の整備を進める。

既存の交通・物流基盤の利便性を広域的な視点から効果的・効率的に最大限に高めうる施策を行う。

### ウ . 国・広域連合・府県市町村の役割分担

#### (a) 国

国家的な見地から、社会資本整備重点計画など全国的な整備計画・方針を策定するとともに、国際拠点空港、広域高速道路など国の基幹的交通社会資本の整備を行う。

#### (b) 広域連合

国際的な動向を背景とした関西における「人・物の流れ」を念頭に置き、住民・ユーザーが望む交通・物流ネットワークについて調査研究を行ったうえで、自治体間の総合的な調整を行い、関西圏における計画の策定を行う。

関西圏の利益代表として必要に応じて国等と折衝することによって、効果的・効率的な交通基盤整備を推進するとともに、適正な役割分担のうえで、関西広域連合

が自ら整備・管理・運営を担う。

(c) 組織自治体及び市町村

他地域との調整も図りながら、域内で完結する交通社会資本の整備を行う。管理・保全については、当該地域を越える広域的な社会資本についても、可能な限り担う。

また、広域的な社会資本整備においては、時に地域コミュニティの分断や騒音などの公害問題を引き起こす可能性があり、計画段階から地域住民からの十分な情報収集とその意見反映を行う。

エ．広域連合の事務の具体的内容

事 務	事務の概要	備 考
(a) 関西圏の総合的な交通・物流基盤整備計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の交通基盤整備事業計画における関西圏の総合的な交通・物流機能への寄与度を検証し、適正な評価を行うとともに、将来的に必要となる整備事業の調査を行う。</li> <li>・また、有効な交通政策立案に向けた調査・研究を随時行い、総合的な見地からの判断を行ううえでのデータを蓄積する。</li> <li>・関西圏の交通・物流基盤を総合的な見地から評価し、全体的な視野の中で必要な措置(整備・保全・補修などの事業や研究・要望など)を整理する。また、必要になる措置に優先順位をつけ、関西圏としての「人・物の流れ」を念頭においた効果的・効率的な総合交通・物流基盤整備計画を策定する。</li> </ul>	【課題】 整備効果の客観的な評価等の手法の確立
(b) 関西三空港の一体的な運営管理 【法令改正要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西にとっての関西三空港の機能・利便性を極大化するための施策を計画・実行し、その整備による受益を一元的に把握して、利用促進にかかわる事業等を行う。</li> </ul>	【課題】 国土交通省大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局との関係
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、三空港(関空・伊丹・神戸)の一体的な運営管理を行う。</li> </ul>	【必要な法令改正】 空港整備法第3条第1項
(c) 国道及び高規格幹線道路の計画・整備・管理 【法令改正要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先順位づけを含んだ広域道路整備計画の策定を行うとともに、京阪神都市圏の都市高速道路の計画主体になり、阪神高速道路株式会社等と共同で事業を行う。</li> </ul>	【課題】 国土交通省の各地方整備局との関係
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄国道、高速道路など高規格幹線道路に関する権限・財源を国から移管し、関西広域連合が広域道路の計画・整</li> </ul>	【必要な法令改正】 道路法第12条第1項 他に高速自動車国道法、

	備・管理を行う。	国土開発幹線自動車建設法、都市計画法など
(d)大阪湾内諸港をはじめ港湾の一体的な運営管理 【法令改正要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾設備の整備・維持管理及び港湾利用に関する事務を行う。</li> <li>・港湾整備事業（防波堤・主航路・大型外貿ターミナル・幹線臨港道路等）に関する事務、港湾区域や重要港湾の入港料の認可等の権限を国から移管し、関西広域連合にて行う。</li> </ul>	<p>【必要な法令改正】 港湾法第4条第4項、第44条第2項、第52条他に都市計画法など</p> <p>【課題】 国土交通省近畿地方整備局、近畿運輸局、財務省の各税関などとの関係</p>
(e) 北陸・中央新幹線の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西としての機能・効果・利便性などの見地から、関係自治体などとの調整を行い、整備促進を図る。</li> </ul>	
(f) 交通社会資本の整備・運用に関する連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域道路網計画、関西圏の港湾整備の基本方針など、社会資本整備重点計画の地域内での施策推進に必要な計画を関西広域連合内で適宜、策定し、着実な推進を図る。</li> <li>・国に対して国内の主要交通ネットワークの基幹区間であることを示し、国内経済への適正な寄与度を立証する。</li> <li>・国に対して、立証した国内経済への寄与度、国家的重要性を十分に説明し、応分の負担を求め、予算を獲得するとともに早期着工の実現をめざす。</li> <li>・関西圏の府県政令市における、交通社会資本整備事業による受益を一元的に把握し、負担を調整・配分する。</li> </ul>	<p>【課題】 負担割合などの調整における実効性の担保と国の権限・財源の関西広域連合への速やかな移譲方策の検討</p>

#### オ．国からの事務移管等のメニュー

##### (a) 広域的な交通社会資本整備計画の策定

関西広域連合が任意に、あるいは法令に基づいて計画を策定するにあたって、国の関係行政機関と関西広域連合との間で必要な調整を行い、国が策定する全国的な計画と相互に調和を図るように努める必要がある。

また、策定した計画に位置づけられた施策・事業を実施するにあたって国による予算措置や規制緩和等が必要な場合、関西広域連合が組織自治体とも協力して国と折衝する。

##### (b) 広域的な交通社会資本の整備・運用・管理に関する意見調整

航空行政や高速道路、新幹線の整備においては、国の影響力は大きく、また他圏域とのネットワークを考えるうえでも、国の果たすべき役割は大きい。

しかしながら、交通社会資本の整備・運用・管理については、騒音問題や地域負

担など地元地域に起因する課題に重要な関連性があり、住民の利便性や経済効果の高い運用を図るため、関西広域連合は地元意見を集約、利害調整の後、国と連絡調整し、国は他地域との連絡調整を行いつつ、必要な措置をとる。

港湾行政については、地元自治体の意見集約、利害調整を行い、国の関係行政機関から必要な意見を聴いたうえで、関西地域における港湾の役割分担や、整備に関する方針を関西広域連合がとりまとめていく。

#### (c) 交通社会資本の整備・運用・管理

関西地域内で完結する高速道路や直轄国道の管理、あるいはその便益が関西地域に広がる交通社会資本の整備・運用・管理については、基本的に関西広域連合が担う。国は他地域とのネットワークの形成に関する事務など、他地域との連絡調整を行いつつ、必要な措置をとる。

なお、関西三空港は、それぞれ設置主体が異なることから、一体的な運営管理の具体的方法については工夫を要する。

いわゆる一桁国道など、地域ブロック間をつなぎ、国土を縦断・横断する交通社会資本について従前どおり国が管轄するとしても、管轄する道路総延長の長さなどによる非効率を避けるため、管理保全などを関西広域連合に委任することが考えられる。

#### (d) 計画の推進、地域内の調整

関西広域連合は、計画に基づく施策事業に関する国の予算確保、規制緩和等への働きかけを行い、国は他地域との連絡調整を行いつつ、必要な措置をとる。

なお、広域道路網計画など、国の地方支分部局が担ってきた地域ブロック毎の域内調整や計画実施の機能は、基本的に関西広域連合が担っていく。

##### 【国からの移管を求める事務・権限等】

- ・ 第一種、第二種空港の管理
- ・ 第三種空港の関係地方公共団体の指定
- ・ 国道及び高規格幹線道路の新設、改築、管理、保全
- ・ 重要港湾の指定
- ・ 港湾区域設定の認可
- ・ 特定重要港湾臨港地区への関与
- ・ 入港料の料率協議
- ・ 港湾の整備（防波堤・主航路・大型外貿ターミナル・幹線臨港道路等） など

#### カ．広域連合で処理するメリット・効果と課題

##### (a) 総合的な交通・物流基盤整備に関する自己決定

交通・物流基盤整備事業について、関西圏全体が受ける便益を算定することにより、適正な評価が行える。

また、関西圏の特色を活かした施策を行う場合に、その施策への貢献度が高い整



備計画等の優先度を上げることができる。

広域的な視野で総合的な整備計画を優先順位づけを伴いながら策定することにより、効果的・効率的な基盤整備が可能になる。

(b) 交通社会資本の機能の強化

関西における三空港の利便性拡大、広域高規格道路・都市高速道路ネットワークの機能、港湾物流機能、高速鉄道ネットワーク機能の極大化を推進することができる。

(c) 費用負担の合理化・適正化

効果的・効率的な管理・運営・保守により、費用負担の削減が可能になる。

オール関西として強力に国と折衝し、地域の適正な便益を確保するとともに、便益などに基づいた適正な負担調整を行うことにより関西にとって必要不可欠な交通・物流基盤の整備が促進される。

負担の調整・配分における合理性の根拠となる便益の評価手法について、各組織自治体の納得を得る必要がある。

### 3. 大規模災害に強い地域づくり

(広域連携防災に関する事務)

#### ア. 現状と課題

関西は阪神・淡路大震災の経験をもち、防災についての関心が高く、その教訓、ノウハウを豊富にもちあわせる地域である。

それら教訓、ノウハウを活かし、関西を世界に先駆けた安全な地域にしていく必要があるが、現状の防災体制については一定の広域連携が行われているものの、府県市ごと中心の対応となっており、関西圏レベルの広域防災計画は存在しない。

来るべき東南海・南海地震等の大規模災害発生に備え、連携等の今日までの取り組みをさらに強化、発展させていく必要がある。

#### イ. 課題解決の方向性

##### (a) 大規模災害に強く、被害を極小化しうる関西の創出

大規模災害(たとえば、東南海・南海地震等)に対し、従来以上の充実した広域連携体制を構築し、住民の安全、安心度をさらに向上させ、大規模災害に強い関西を創出する。

##### (b) 責任ある確固たる関西広域連携防災体制・施策づくり

災害予防時から展開、実施が可能な関西広域連携防災体制・施策の企画立案、総合調整が中心。応急時の国の広域調整、施策実施のあり方にも積極的に関与する。

##### (c) 広域行政の新たな付加価値の創造

広域行政としての関西らしい新たな付加価値(=阪神・淡路大震災等の経験を踏まえた公的な広域連携防災対策の強化など)の創造にチャレンジする。将来を見据え、戦略的かつ創造的な施策を積極的に展開する。

#### ウ. 国・広域連合・府県市町村の役割分担

国、府県、市町村の枠組みや機能を基本的に維持しながら、単独自治体だけではカバーしきれない仕事を関西広域連合が担う。

組織自治体の防災部局実務者を構成員とする「テーマ別プロジェクトチーム」を置き、効率的に企画立案・総合調整を実施する。

#### エ. 広域連合の事務の具体的内容

(a) 広域連携防災計画の策定	(1) 広域的な大規模地震の調査・研究成果の活用、災害想定・シミュレーションの実施	国や各研究機関の各種調査・研究成果を参考にし、国の関係機関とも連携をとりながら、関西での大規模地震被害想定、シミュレーションを実施し、今後の計画策定や施策実施に役立てる。
-----------------	---	---

	(2) 関西の広域連携防災計画の策定	東南海・南海地震等の大規模災害を想定した計画を策定。府県市ごとの既存「地域防災計画」を参考に広域新防災計画（まずは大綱から）を策定する。 既存の連携組織や応援協定の見直し・整理・統廃合の検討も行う。
(b) 災害応急時及び復旧復興時の広域連携体制の構築	(1) 支援・救援物資の相互支援・融通のための体制の整備	平常時からの資材・物資等の共同備蓄・調達・管理を含め、物資等の集約、デリバリー戦略、方策及び体制を関西地域レベルで検討し、整備する。
	(2) 防災ヘリコプターの共同運営・管理	関西の各府県市が所有する防災ヘリコプターの一体的な共同運営を図り、効率的な運航体制を実現する。
	(3) 集団災害医療にかかる広域的な搬送・転送等に関する体制の整備	複数の府県に及ぶ広範囲かつ大量の重症・重篤患者の受け入れ、転送等にかかる各自治体間での調整手法や相互応援策を検討する。
(c) 広域防災拠点及び防災情報提供システムの整備	(1) 基幹的な広域防災拠点の整備・ネットワーク化	(b)(1)の事務と密接に関係。従来の検討や議論をさらに深めていく。府県市ごとで現状保有する広域防災拠点を大規模災害に際し、いかに有効に相互活用するかを検討し、整備する。
	(2) 防災情報提供システムの整備	関西広域連携協議会の情報化部会電子行政WGで検討中の構想（関西広域防災情報提供共通基盤システム）をさらに発展、強化する。
(d) 企業、ボランティア等との広域連携・協力体制の整備	(1) 民間企業等からの防災協力の確保	民間企業等の力を活かし、各自治体、関西広域連合との円滑な協力関係を構築する。たとえば、種々の防災協定の締結等に取り組む。
	(2) ボランティア等との広域連携・協力体制の整備	各自治体が現状バラバラで保有する各種関連情報、協力関係を整理、再構成し、広域のほうが効果を発揮するものについては関西全体で有効活用する。関西広域連合による総合的な調整能力を高め、防災コーディネーターやボランティアが適材適所で活動できる環境や体制を関西レベルで整備する。

#### オ．国からの事務移管等のメニュー

国の一律的な防災施策だけに頼るのではなく、関西独自の事情、状況を踏まえながら関西の自治体が連携して自主的に防災計画を立案し、対策を講じる。

その中で、各中央省庁が災害予防や国土保全等で取り組んでいる施策・事務、それらに付随している予算・財源についての移譲を国に要求する。

災害応急時には、国の支援機能（自衛隊、警察庁、海上保安庁、消防庁、気象庁等）との効果的な連携、協働を図る。

#### カ．広域連合で処理するメリット・効果と課題

府縣市ごと中心の現状の単独防災体制に加え、関西広域連合が主導して広域連携防災体制を構築し、施策を展開することで、関西広域防災のさらなる強化が図れる。

従来からの年に数回の審議会、研究会、協議会等の緩やかな連携体制では、今後予想される東南海・南海地震等の大規模災害発生への備えや、広域防災力の強化、安全・安心度の向上のために必ずしも十分とはいえなかったが、関西広域連合がそれら従来の連携体制の不足や府縣市単独では対応しづらい事務・事業をカバーする。

広域連合の存在は、各自治体の相互応援や協力関係をさらに促進、加速する。絶えざる企画立案、総合調整を実施することで、各自治体の防災体制も強化されていく。

広域連合なら、その公的性格と担当エリアの広さにより、民間からの質・量両面の充実した防災協力の確保が期待できる。

関西広域連合としては、住民・市町村レベルでの取り組みを土台としつつ、いかに効果的に広域的な連携及びその調整を行っていくかがポイントになる。

## 4 . 産業競争力の強化と雇用の創出

( 広域的な産業・科学技術振興に関する事務 )

### ア . 現状と課題

関西には、関西文化学術研究都市、播磨科学公園都市、彩都ライフサイエンスパーク、神戸医療産業都市など、それぞれ特色ある産業・科学技術クラスター( 拠点・集積 ) が形成され、ライフサイエンス、ロボット、情報通信、ナノテクノロジー、環境・エネルギーなどの分野を中心に、先端的な研究開発を促進し、その成果の産業化を図るための施策が展開されている。

しかし、各自治体が展開する産業・科学技術振興施策は、自治体のもつ性格上、関西という広域でみた戦略や総合性に欠け、広域的な連携による施策の選択と集中が行われにくいという欠点をもっている。国に対する予算要望なども、各自治体個別で実施されていることが多い。

一方、国の施策は、クラスター形成の分野だけを取り上げても、文部科学省( 知的クラスター )、経済産業省( 産業クラスター )、内閣府都市再生本部( 都市再生プロジェクト ) と複数省庁に割拠している、省庁間の連携を強める努力は行われているが、縦割り行政構造の弊害が完全に払拭される状況にはない。

財政状況がますます厳しくなる環境のもと、公的な研究開発資金のうち 2007 年度から展開されようとしているポスト知的クラスター事業では、地元自治体の財政負担も義務づけられる方向にある。

関西各地域の公設試験研究機関では、地場産業の発展育成・技術指導や農林水産業の振興が主眼であり、単一自治体の枠内での活動に重点が置かれているため、関西全体でみた場合には、研究・事業内容で重複しているとの懸念がある。各自治体でも限られた設備・財源・人材を鑑み、効率的な研究体制を志向した見直しが行われている。

国家プロジェクトとして推進されている関西文化学術研究都市は、産学官連携による総合力の強化や都市・交通基盤の整備充実、また新産業の創出や創造的な都市活動の展開などの要請に応える新たな体制づくりが望まれている。

### イ . 課題解決の方向性

関西を企業にとって魅力のある地域に変え、それら企業が提供する多様な就業機会を求めて人々が関西に集まり住まうようにする。

限られた財源や人的資源が関西全体で有効に活用され、効率的な研究開発体制の整備、戦略的な設備投資が行われるようにする。

## ウ．国・広域連合・府縣市町村の役割分担

関西の自治体・経済団体・企業等が、関西としての独自の産業・科学技術振興戦略を共有できるようにする。

他地域との地域間競争を勝ち抜くために、関係自治体と協力して関西各地域の特色あるクラスターをさらに強化するとともに、クラスター間の有機的な連携と交流を促進し、関西全体の産業・科学技術の持続的な発展基盤のかさ上げを図る。

公設試験研究機関は、関係自治体で進める地場のさまざまな産業育成・技術指導に加え、関西レベルの戦略的な研究分野の選択を行い、関西全体として集中投資を実施し、高付加価値を生む産業の育成に寄与する。

関西文化学術研究都市の関西一体となった新たな推進体制の構築について、国や関係自治体・経済界とも協力して検討する。

## エ．広域連合の事務の具体的内容

(a) 関西の産業・科学技術振興戦略の策定	・ 関西広域連合及び組織自治体の産業・科学技術振興諸施策の基本指針となりうる総合的な戦略を、関西全体の広域的視点から作成
(b) 産業・科学技術クラスターの形成と交流の促進	・ 関西文化学術研究都市、播磨科学公園都市、彩都ライフサイエンスパーク、神戸医療産業都市など、クラスター間の連携・交流を促進する仕組みづくり ・ 「選択と集中」による資源（予算・人材など）の重点配分のための調整や国の競争的資金の確保と活用 ・ クラスターの多重的連携（異分野クラスターの融合）による新たなクラスターの創出 ・ 産業ディレクター、インキュベーションマネージャー等の人材育成・確保やクラスター情報の集約一元化と統一的な情報発信などによる個別クラスターの強化支援
(c) 公設試験研究機関の戦略的運営	・ 戦略的運営の体制（戦略的研究テーマの選択・決定、資源の集中と配分の方法、研究員育成など）の研究・検討 ・ 関西の公的研究機関の総合的研究管理システム構築の検討
(d) 関西全体で支える関西文化学術研究都市の新たな展開	・ 関西文化学術研究都市に対する政策意見や必要な施策、プロジェクトの創出・提案などを随時行う仕組みづくり ・ けいはんな新産業創出・交流センターを核とする広域クラスターの形成、研究成果の事業化促進、産学官連携等による産業育成、国際交流等の活動に対して関西全体の視点から支援協力

## オ．国からの事務移管等のメニュー

関西レベルの産業・科学技術振興戦略の策定過程において、中央省庁や関西の地方支分部局と関西広域連合が、関西が進むべき方向性を共有し、それぞれの施策・事業が相乗効果を発揮するよう密接なコミュニケーションを図る。

産業・科学技術クラスターの形成に関する中央省庁及び地方支分部局の事務の関西広域連合への移管を要請していく。

【国からの移管を求める具体的施策例】

- ・産学官の広域的人的ネットワークの形成
- ・地域の特性を活かした技術開発の推進
- ・起業家育成施設（インキュベーター）の整備
- ・事業化段階における支援策の総合的・効果的投入 など

カ．広域連合で処理するメリット・効果と課題

関西で取り組む戦略的分野やテーマが明確にされ、資源の集中投資が可能になる。

関西全域で産業・科学技術振興戦略を共有することによって、個別地域・自治体での単独の実施に比べて、スケールメリットを活用した効果的・効率的な展開が可能になる。

国に対する許認可申請や競争的資金獲得の対応についても、各自治体による個別対応から、関西広域連合が代表窓口となった一括対応へ転換することにより、関西全体としての交渉力、発言力が強化される。

各府県市は、それぞれの地域がもつ優位性、特性を活かし、地域間競争をしている。各地域と関西全体の取り組みとの関係を整理し、各府県市の有用な取り組みの効果を減殺させないようにすべきである。

## 5 . 国際観光振興による地域活性化

(観光の基盤整備とプロモーションの実施に関する事務)

### ア . 現状と課題

#### (a) 関西の魅力と課題

関西のように、歴史文化、自然、芸術・芸能、テーマパーク、食文化などハード・ソフト両面にわたって、バラエティに富む地域は珍しい。また、関西は有形・無形の世界遺産を各地に抱えるエリアでもある。個性豊かな複数の都市の存在、地域としての多様性は、国際的な競争の優位性となりうる。

しかしながら、現在、産業振興の観点から関西の観光振興を総合的に考える組織が存在しない。そのために、関西では外客誘致のためにさまざまな活動が行われているものの、各主体間の有機的な連携が乏しく、その効果という点からみると、関西としての戦略性、顧客の視点が十分でない。また、複数の広域連携組織が、誘致相手国の地域別などですみ分けて存在しており、人的資源、資金が細分化されている。

加えて、関西の各都市の世界的な知名度は一部を除いて極めて低い。このことは、外国人訪問客を呼び込むうえでどうしても解決しなければならない。

#### (b) 国等の取り組みと展望

国は、2010年に外国人観光客を1,000万人に増やすことをめざすビジット・ジャパン・キャンペーンを実施している。この目標を達成するため、国土交通省等はさまざまな事業や組織づくりを行っている。また、自由民主党は観光基本法の抜本改正案の作成に着手している。

一方で、地方制度調査会答申では、道州制のもとで道州が担う事務のイメージを参考に示し、事務の一つに観光振興政策を掲げている。

このような状況の中で、観光振興の潜在力をもつ関西の各市町村・府県がグローバルなインバウンド競争に打ち勝つためには、いち早く国際観光振興について、地域としてしっかりと取り組んでいくことのできる体制を整えておくことが不可欠である。

### イ . 課題解決の方向性

#### (a) 国際観光振興を関西ひとつで

関西が他の地域より優位にあり、アイデンティティの一つでもある観光資源を活用して、関西の交流人口を拡大し、関西の経済活力を拡大する。

そのために、産業振興として観光振興を位置づける。その中で、国際観光振興を中心に、顧客の立場を重視しながら、観光目的地としての「KANSAI」を関西が



一つになって世界に打ち出していく。

観光は裾野の広い産業であると同時に、まちづくりや人材育成など他の行政分野との関連も深いことから、その振興は観光分野のみならず、関西全体の地域力向上につながる。

(b) 達成すべき成果目標

関西の知名度の向上

海外における「KANSAI」の認知度などを成果目標とする。

関西における交流人口の拡大

観光客数、留学生数、国際学会・国際見本市・国際会議の開催数、免税手続き（件数、金額）などを成果目標とする。

ウ．国・広域連合・府県市町村の役割分担

(a) 官民の適切な役割分担

特別地方公共団体である「関西広域連合」において、関西としての戦略・戦術等を決定し、民主的な意見の反映方策を確保する。同時に、関西広域連合の外郭組織として民のノウハウと機動性を活かすための実施機関として法人格をもつ「関西インバウンドセンター」（仮称）を設立する。

両組織の連携を確実なものとするため、関西インバウンドセンターの長は関西広域連合の観光における執行責任者を兼ねる。

(b) 自治体間の適切な役割分担

関西をプロモーションしていくための素材である観光資源（魅力）を磨くのは、都市・地域間競争である。したがって、第一義的に観光振興の役割を担うのは、市町村、府県である。

そのうえで、関西全体としての国際観光戦略・戦術の策定とそれに基づくプロモーション、事業は一体的に実施することによって、大きな効果がもたらされるので、関西広域連合の役割とする。

エ．広域連合の事務の具体的内容

(a) 関西としての観光戦略・戦術の策定	・ 当該年度に重点的にPRする対象国、手法、ツール等を明示する「短期計画」の策定と検証 ・ 市場調査等に基づき中期的に着目する対象国の選定、顧客ニーズを踏まえた観光資源の充実や環境整備の支援を明示する「中期計画」の策定と検証 ・ 対象国と観光資源をマトリックスにした達成目標の設定 など
(b) 観光戦略・戦術に基づく観光プロモーション、事業の実施	・ 対象エリア別の情報発信、招聘、現地活動の企画と実施 ・ 既存事業の大幅な見直しと新規事業への引継ぎ ・ 国内観光振興での共同事業の企画と実施への拡大を検討 など

<p>(c) 効果的な観光戦略・戦術の策定やプロモーション実施のための基盤整備</p>	<p>政策を立てるための共通統計の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の宿泊統計整備過程への積極的な関与を可能にする検討</li> <li>・ 共通統計作成のための調査手法（例：域外からの入口を特定し、流入数とアンケート調査を行う）の確立</li> <li>・ 観光客数、観光経路、観光客のニーズに関する調査 など</li> <li>・ 域内通訳ガイドの共通免許の交付</li> <li>・ 関西の観光の魅力に関する知識（例：観光や商業の施設などハード面と祭りや歴史的人物などソフト面の両面）を問う試験方法の確立と実施</li> <li>・ 英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語から始め、仏語、独語等への拡大を検討 など</li> </ul> <p>観光関連インフラ整備に関する調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内板・案内表示の基準の統一や充実</li> <li>・ 観光専門人材の育成並びに住民への広報・啓蒙活動によるホスピタリティ向上</li> <li>・ 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港（関西三空港）の一体的運用など空港、港湾、道路、鉄道の効果的な活用と整備の調整</li> <li>・ 海外事務所等の整理統合 など</li> </ul> <p>各省庁に分かれている補助金等の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光に関連する補助金等メニュー一覧の作成と公表</li> <li>・ 関西広域連合が担う役割に見合う観光に関連する補助金等の一部を広域連合が受け、戦略に沿って効果的に活用</li> <li>・ 国からの財源移譲を要望 など</li> </ul> <p>観光関連産業に関する関西標準の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設などに関する世界に通用する関西独自の基準づくり</li> <li>・ 国からの登録、認定権限の移譲を要望 など</li> </ul>
---	---

#### オ．国からの事務移管等のメニュー

基本的に関西広域連合が関西の国際観光振興を所管し、政策を立案・実行するために、観光に係る諸法令の登録、認定などの権限、ビジット・ジャパン・キャンペーン予算など補助金等の財源を国から関西広域連合（所管大臣 広域連合長、所管省令 広域連合条例など）へ移管する。

- < 参考 > 国際観光振興に係る法律の例
- ・ 観光基本法
  - ・ 国際観光事業の助成に関する法律
  - ・ 旅行業法
  - ・ 通訳案内士法（旧 通訳案内業法）
  - ・ 国際観光ホテル整備法
  - ・ 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）
  - ・ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（外客誘致法）
  - ・ 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律
  - ・ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律
  - ・ 文化財保護法

## カ．広域連合で処理するメリット・効果と課題

### (a) 総合的な国際観光政策の実施による地域経済の活性化

国際観光振興を関西としての総合計画の中に位置づけることによって、観光ルートにあわせて空港、港湾、道路、鉄道といったアクセスを重点的かつ優先的に整備する調整を行う。

関西広域連合が産業振興の一分野に観光産業を位置づけ、総合的な国際観光政策を実施することによって、雇用や他の産業分野など地域経済に大きな波及効果をもたらし、関西の経済活性化に大きく寄与する。

### (b) 顧客ニーズにあわせた多様な国際観光ルートの提供

事業の選択と集中を行うことを通じて、京都、神戸、奈良をはじめ歴史と個性ある都市が複数あり、有形・無形の世界遺産を多数抱える関西の強みを最大限に発揮して、さまざまな顧客ニーズにあわせた多様な観光ルートを商品として海外に提供する。

### (c) 利害調整機能の発揮による国際観光振興策の自己決定・自己責任の実現

個別自治体あるいは複数自治体が組織している観光専門組織等と対等に国際観光事業の企画や実施について協議することを通じて、関西全体の利益を考えて個々の組織の利害との調整を図る。

関西広域連合がないときには、国土交通省近畿運輸局との個別調整を必要としていた関西内の国際観光事業の企画や実施について、関西広域連合が責任をもって調整するとともに、国との交渉を一元的に行う。

### (d) 国際観光資源の総合的活用による関西の魅力のさらなる向上

複数存在する既存の広域連携組織が緩やかな官民連携で担っている役割分担を見直し、自治体として担うべき役割を関西広域連合に、民主導で担うべき役割を関西インバウンドセンターに、それぞれ集約していくことによって、細分化されている人的資源、資金を総合的に活用するとともに人材を育成する。

特に資金については、補助金等国のルールが優先して細切れにされている観光振興に関する資金についても、関西広域連合がその役割に見合うものを受けて有効活用を図る。

## 6 . 豊かな自然環境の保全と活用

( 自然環境保全の推進に関する事務 )

### ア . 現状と課題

関西の森林は、水源涵養機能や洪水調節機能、都市部住民に自然環境の恵みを提供するなど、府県境を越えて広域的に便益を提供している。また、関西には、都市近郊に古くから人々の生活とかかわりながら維持管理されてきた里山があり、身近な自然としての価値は高い。

しかしながら、森林部では、木材価格の低落や過疎化による後継者不足など、森林管理体制は万全とはいえない。森林は、数十年単位で管理を進める必要があり、安定した担い手が必要である。

また、過疎地や都市近郊における野生生物による農林業被害や人的被害の増加、外来種の流入と増加によるわが国固有種の駆逐なども府県を越える広域的課題である。

### イ . 課題解決の方向性

#### (a) 自然環境保全活動「モデルフォレスト」の推進

河川の流域を単位に、住民・NPO・企業・行政等が、また都市と農村の上下流住民間で広範な協力体制を築き、地域の関係者総参加のもとに行われる「モデルフォレスト」(流域単位で行われる多様な環境保全活動)を関西で実施することにより、森林の多様な機能の維持保全と積極的活用を図り、人と自然が共生する魅力ある関西をつくる。

#### (b) 野生生物との共存や外来生物の防除活動の推進

都市と自然が近接している関西において、野生生物との共存や外来生物の防除の活動を、府県を越えて推進し、自然と共生する豊かな生活圏の形成をめざす。

#### 「モデルフォレスト」

1992年、世界地球サミットにおいてカナダが提唱した持続可能な地域づくりの実践活動。

カナダでは、流域を単位に、林業団体と環境保全団体、上下流住民など地域の利害関係者総参加のもと、森林整備、木材の活用、森林生態系調査、野生獣の行動調査、溪流の水量・水質調査、生息魚類の調査などを、住民、ボランティア、NPO、NGO、企業、行政の協働で実施している。

モデルフォレストの取り組みは、世界15か国31地区で行われている。

### ウ . 国・広域連合・府縣市町村の役割分担

#### (a) 国

地方支分部局(森林管理局等)がその権限の範囲内で、関西広域連合や府縣市町村が実施するモデルフォレスト事業に、参画・協力する。

(b) 広域連合

環境保全基金の設置、府県域を越える上下流間の森林整備協定や交流事業の実施、府県間の野生鳥獣の共同防除活動の企画・調整など、府県単独では困難または著しく非効率な事務を担当する。

(c) 府縣市町村

それぞれの自治体で実施している森林における林業の施業、野生生物対策などの各関連事業を引き続き実施するとともに、関西広域連合との情報の共有化を図りながら統一的な広域連携事業に位置づけるなど、事業効果を高める。

エ．広域連合の事務の具体的内容

<p>(a) 自然環境保全活動 「モデルフォレスト」の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関西モデルフォレストビジョンの策定</li><li>・ 自然環境保全の情報基盤の整備、人材育成・交流事業の実施</li><li>・ 普及啓発、広域イベント等の実施（関西「森の日」の制定など）</li><li>・ モデルフォレスト基金、森林マイスター制度の創設</li><li>・ 間伐材、バイオマスの利用・普及促進のための認証制度の研究</li></ul> <p>&lt;参考&gt; 府縣市等が行う関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 森林ボランティア活動、間伐体験事業、自然学習会などの開催</li><li>・ 各種動植物の定点調査</li><li>・ 自然環境保全に力点を置いた林業構造改善事業 など</li></ul>
<p>(b) 野生生物との共存 や外来生物の防除活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 野生生物の個体数管理計画の策定及び基礎調査の実施</li><li>・ 外来生物の共同広域捕獲活動の企画・推進</li><li>・ 住民の飼育ルールの普及啓発など被害防止のための広報活動</li></ul> <p>&lt;参考&gt; 府縣市等が行う関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定鳥獣保護事業計画の策定（府県）</li><li>・ 外来生物の防除の実施（市町村） など</li></ul>

オ．国からの事務移管等のメニュー

モデルフォレストに関連する事業で、府県域を越える広域調整機能など関連する国の地方支分部局が有している事務について、地方への権限移譲を求める。府縣市町村では担うことができない補完機能のみを関西広域連合が担うこととし、それ以外の事務は、府縣市町村で担うよう役割分担していく。

<p>【国に権限移譲を求める事業例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然再生推進法にかかる事業</li><li>・ 間伐作業にかかる各種造林関係補助金、治山関係補助金、流域林業活性化補助金等</li><li>・ 国有林野事業のうち住民参加事業</li></ul> <p>【関連する地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境省近畿環境事務所</li><li>・ 農林水産省近畿農政局、林野庁森林管理局 など</li></ul>
--

## カ．広域連合で処理するメリット・効果と課題

### (a) 環境先進地関西の特色を活かせる

関西は琵琶湖を中心とする環境政策の伝統を有し、「京都議定書」発効の地でもある。また、「コウノトリの里づくり」や世界遺産に指定された「熊野古道」を含む森林など、森が歴史や文化とも深くかかわりあって息づいている。自然環境保全活動は、豊かな歴史と文化を有し、環境先進地でもある関西にふさわしい象徴的な取り組みとして位置づけることができる。

### (b) 迅速性、効率性、広域性がより発揮できる

府県市が連携して実施する場合、各府県市の事業に対する優先順位や地元事情の違いなどにより、各府県市の足並みが揃わない可能性も高く、自治体間での調整や意思統一に時間を要し、また事務的にも、府県市連携であれば事業の種類ごとに、いずれかの府県市にとりまとめ作業等の負担が生じ、安定性や継続性に欠ける。第三者的な立場で関西広域連合が調整を担うことでスムーズに事業を推進できる可能性がある。

### (c) 府県間をまたぐ国の諸事業の受け皿となる

関西広域連合の設置により地方支分部局レベルの広域的な実施体制がつくれるため、複数府県市にまたがる国の自然環境保全プロジェクトなどについても、直接国が行う必要性が薄れ、地方への権限移譲を要請しやすくなる。

### (d) 住民、企業の新しい公的貢献ニーズの受け皿となる

「関西の自然環境を守る」というスローガンは地球温暖化等も背景に、住民や企業から社会貢献を行うという共感を集められる可能性があり、基金や人的ネットワークの形成におけるスケールメリットが期待できる。

### (e) 住民交流、都市部と農村部の交流が増大する

日々自然に接し、管理している農村部と都市部の住民をつなぐ契機となり、農村部と都市部の人的、経済的交流を高め、相互理解を深める機会を拡大する（たとえば、農村部での取り組みに都市部の住民がボランティア参加、間伐材など農林産資源を下流の都市部で活用）。

## 第5章 関西広域連合の仕組みと財政

本章では、関西広域連合を設置する場合の具体的事項のうち、広域連合が事務を担うための組織や運営などの仕組み、及び財政について、本委員会が行ったケース・スタディなどの結果から、基本的な考え方を整理する。組織のあり方や財政の規模は広域連合が処理する事務を明確化した後に具体的に検討し、決定していく必要がある。

### (1) 仕組みに関する基本的な考え方

#### (a) 簡素にして効果的かつ効率的な仕組み

関西広域連合の組織や運営については行財政効果発揮の視点を重視し、簡素にして効果的かつ効率的なものとなるようにしなければならない。

#### (b) 長のリーダーシップ発揮と合理的な域内調整

関西広域連合に期待される利害調整機能を十分に果たすためには、広域連合の長がリーダーシップを発揮できるような仕組みと運営ルールが必要である。

一方で、特定の地域への権限の集中を避け、社会的あるいは経済的な合理性は重視しつつ、各地域の個別の事情等を適切に反映できる多様な仕組みを考えるべきである。

#### (c) 官民連携の継承の重要性

関西では府県を越える重要プロジェクトについて官民の総力をあげて実現を図ってきた良き伝統がある。

関西広域連合は、官民連携の特長をこれまで通りに活かしていくため、仕組みづくりに配慮し、意思決定及び事務執行の両面からの検討が必要である。

### (2) 官民連携の継承と発展のための具体策

#### (a) 政策形成と評価への参画

広域連合の意思決定は、直接または間接選挙で選ばれる広域連合の長と議会が担うことになるが、広域連合の政策形成過程や施策・事業の評価過程に経済界はじめ民間が積極的に参画することは有益であり、次のような方法が考えられる。

##### 長の諮問機関の設置

条例で長の諮問機関を設置し、議会への議案（条例案・予算案）提出にあたっては、あらかじめ諮問機関の意見を聴くこととし、諮問機関の委員の一定の割合を経済界代表とする。

## 政策評価機関（第三者機関）の設置

条例で関西広域連合の政策・施策の事後評価を行う機関を設置し、経済界から委員を登用する。

### 監査委員への登用

必置機関である監査委員のうち、議員選出委員以外の委員は経済界から登用する（条例に規定を設けることはできないものの、運用面での対応が可能）。

## (b) 職員の人事交流

事務執行を担う（事務局）職員は、地方公務員法の適用を受ける公務員であり、民間企業の現役社員を広域連合の職員に任用するためには、現行法上では民間企業をいったん退職するしか方法はない。円滑な官民人事交流のためには、国家公務員に適用されている官民交流法をさらに柔軟にして、民間企業からの受け入れを容易にする地方自治体版の官民交流法の制定を求める必要がある。

## (c) 執行責任者への民間人材の登用

自治体が民間から有能な企業経営の経験者らを採用して行政運営を全面的に任せる「シティ・マネジャー制度」の導入について、現在、国において検討が行われている。関西広域連合においてもこの制度を活用する余地がある。

## (3) 財源の安定的確保と独自財源の必要性

関西広域連合の自立性と安定性を高めるためには、経費支弁の主たる方法として地方自治法が想定している組織自治体からの分担金（自治法では「分賦金」）をまず、安定的に確保する必要がある。

また、関西広域連合が組織自治体間の調整などにリーダーシップを発揮するためには、分賦金とは別に、広域連合が独自に調達する財源を確保することが望ましい。たとえば、国土形成計画をはじめとする計画で決定された施策・事業の推進を図るためには調整財源をもつことが有効である。

国から広域連合へ事務・事業を移管する場合には、その財源を国からの税源移譲で確保することが基本であるが、広域連合が課税権をもつまでの間は、国庫補助負担金や交付金などを関西広域連合が国から直接受け取ることによって財源を確保することも次善の策としては必要である。

## (4) 財源確保のための具体策

### (a) 分賦金

地方自治法の規定では、分賦金に関して定める場合は、組織自治体の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならないとされている。



広域連合の経費としては、大別して、事務所賃借料や議会経費、職員人件費などの固定的な事務経費と、具体的な施策・事業のために支出される変動的な政策経費が考えられる。

そうした経費の性質・内容を吟味し、とくに政策経費については施策・事業を実施することによる便益・効果の地域毎の波及程度なども勘案しつつ、合理的・客観的な指標に基づきながら、分賦金の配分方法が決定されることになる。

#### (b) 課税権の獲得と国からの税源移譲

広域連合が条例によって直接住民に課税することは、現行法制のもとではできないと考えられるが、将来的には地方自治法、地方財政法、関係税法など所要の改正を求めていく必要がある。そのうえで、国からの事務移管に応じて、その財源の移譲を税源移譲という形で実現できれば、広域連合の自主性は飛躍的に高まることになる（補助金等は毎年予算要求する必要があり、国の財政事情によって財源が保障されないおそれがある）。

財源移譲、とりわけ税源移譲については各府省庁の強い抵抗が予想され、いまずぐ実現する可能性は低い。今般の三位一体の改革において不十分ながらも一定の成果を収めたという実績があり、関西広域連合としても粘り強く交渉していかねばならない。

#### (c) その他の財源

分賦金や税源移譲以外の財源確保策についても検討し、特に住民の参加意識を高めるような財源の確保について知恵を働かせる必要がある。たとえば、当せん金付証票（いわゆる「宝くじ」）の発行、住民・企業からの広く薄い寄付金の募集（基金制度の活用等により用途目的を明確にする必要がある）、住民税の付加税（均等割、課税は組織自治体が行い広域連合に交付）などが考えられる。

広域連合は、投資的経費に対して地方債を発行することは現行法のもとでも可能と考えられるが、償還財源を独自に確保できなければ自主財源とはならない。



## 参 考 资 料

## 広域連合に関する地方自治法の主な規定

(注)広域連合は普通地方公共団体及び特別区が設置できるものとされているが、ここでは、都道府県（及び政令市）の加入する広域連合に適用される主な規定のみを取り上げる。なお、「広域連合を組織する（普通）地方公共団体」を「組織団体」と略記する。

	地方自治法の規定	備考
設置者、設置目的、設置手続	<p>普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びに、その事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものによっては総務大臣の許可を得て、広域連合を設けることができる。</p> <p>（規約を定める）協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。総務大臣は、（広域連合設置の）許可をしようとするときは国の関係行政機関の長に協議しなければならない。</p>	
国の事務の広域連合による処理 （事務移管）	<p>国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。</p> <p>都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。</p>	
広域連合の規約	<p>広域連合の規約には、次に掲げる事項について規定を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 名称</li> <li>二 組織する地方公共団体</li> <li>三 区域（ ）</li> <li>四 処理する事務</li> <li>五 作成する広域計画の項目</li> <li>六 事務所の位置</li> <li>七 議会の組織及び議員の選挙の方法</li> <li>八 長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法</li> <li>九 経費の支弁の方法</li> </ol>	<p>（ ）広域連合の区域は、組織団体の区域を合わせた区域を定めるものとする（注：処理する事務が都道府県の区域の一部のみに係るものであることその他の特別の事情があるときは例外あり）。</p>
広域連合の広域計画	<p>広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作</p>	

	<p>成しなければならない。</p> <p>広域連合は、広域計画を作成するに当たっては、(市町村が定める)基本構想及び他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。</p> <p>広域計画は、広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む)その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。</p>	
広域計画に基づく事務の処理	<p>広域連合及び組織団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようしなければならない。</p> <p>広域連合の長は、組織団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、組織団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>広域連合の長は、前項の規定による勧告を行ったときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。</p>	
広域連合に置く協議会	<p>広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。</p> <p>協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事(組織団体である都道府県の知事を除く)、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。</p>	
議員の選挙	<p>広域連合の議会の議員は、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人( )が投票により又は組織団体の議会においてこれを選挙する。</p>	<p>( )組織団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの。</p> <p>(注)議員定数の規定はない。都道府県の規定を準用すれば上限は120人。</p>
長の選挙	<p>広域連合の長は、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人( )が投票により又は組織団体の長が投票によりこれを選挙する。</p>	<p>(注)被選挙権についての規定もない。組織団体の長や議員との兼職が可能であるが、兼職でない第三者を選ぶこともできると解釈されている。</p>
議員、長、職員の兼職	<p>広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、組織団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。</p>	<p>(注)普通地方公共団体については兼職が禁止されている。</p>

<p>広域連合の経費の支弁の方法（分賦金）</p>	<p>広域連合の経費の支弁の方法として、<u>組織団体</u>の分賦金に関して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、<u>組織団体</u>の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。</p> <p>広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。</p> <p>広域連合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、<u>組織団体</u>は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。</p> <p>広域連合の長は、前項の異議の申出があつたときは、当該広域連合の議会に諮つてこれを決定しなければならない。</p> <p>広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。</p>	<p>（注）分賦金以外の支弁方法について規定はない。広域連合が直接課税することはできないが、直接税の収入額を指標とする分賦金は間接的な課税とみなすこともできる。このほか、起債や手数料等の徴収、宝くじの発行なども可能と解釈されている。</p>
<p>規約の変更</p>	<p>広域連合は、<u>組織団体</u>の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の許可を受けなければならない（ただし「事務所の位置」「経費支弁方法」のみの規約変更は総務大臣への届出）。</p>	
<p>規約変更の要請</p>	<p>広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、<u>組織団体</u>に対し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。</p> <p>（前項の）要請があつたときは、<u>組織団体</u>は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。</p>	
<p>規約変更の要請に関する直接請求</p>	<p>請求権を有する者（ ）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。</p> <p>前項の請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、<u>組織団体</u>に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。</p> <p>前項の規定による要請があつたときは、<u>組織団体</u>は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。</p>	<p>（ ）「広域連合の選挙人」と同じ。</p>

<p>条例制定、議会の解散、議員・長・職員の解職の直接請求</p>	<p>普通地方公共団体にかかる直接請求の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。</p>	
<p>広域連合の解散</p>	<p>広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、総務大臣の許可を受けなければならない。          総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。          総務大臣は、許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p>	

## 人口・経済・財政等の指標

<出所>

- ・人口、面積、財政指標は、総務省統計局「社会生活統計指標 - 都道府県の指標 - 2005」
- ・有権者数は、総務省自治行政局「2003年11月の第43回衆議院総選挙結果報告」
- ・職員数は、総務省自治行政局「平成17年地方公共団体定員管理調査結果」
- ・有権者数及び財政指標の数値において、京都・大阪・神戸の各政令市データは、大都市統計協議会「大都市比較統計年表 平成15年版」

### (1) 人口、面積

	人 口 (人)		面積 ( $\text{km}^2$ )
	総人口	有権者数	
福井県	827,000 (3.39%)	654,638 (3.37%)	4,189.01 (10.11%)
三重県	1,862,000 (7.63%)	1,484,938 (7.64%)	5,776.56 (13.94%)
滋賀県	1,366,000 (5.60%)	1,057,857 (5.44%)	4,017.36 (9.69%)
京都府	2,641,000 (10.82%)	2,087,708 (10.74%)	4,612.97 (11.13%)
大阪府	8,816,000 (36.12%)	6,999,871 (36.01%)	1,893.73 (4.57%)
兵庫県	5,585,000 (22.88%)	4,461,223 (22.95%)	8,393.34 (20.25%)
奈良県	1,436,000 (5.88%)	1,155,418 (5.94%)	3,691.09 (8.91%)
和歌山県	1,056,000 (4.33%)	865,681 (4.45%)	4,725.67 (11.40%)
徳島県	817,000 (3.35%)	668,680 (3.44%)	4,145.46 (10.00%)
計	24,406,000 (100.00%)	19,436,014 (100.00%)	41,445.19 (100.00%)
京都市	1,467,785 (6.01%)	1,144,193 (7.55%)	610.22 (1.47%)
大阪市	2,598,774 (10.65%)	2,064,549 (10.62%)	221.96 (0.54%)
神戸市	1,493,398 (6.12%)	1,208,276 (6.22%)	550.70 (1.33%)
計	5,559,957 (22.78%)	4,417,018 (22.73%)	1,382.88 (3.34%)
合計	24,406,000 (100.00%)	19,436,014 (100.00%)	41,445.19 (100.00%)



## ( 2 ) 財政指標

	歳出額 (百万円)	地方税 (百万円)	地方交付税 (百万円)	財政力 指数
福井県	516,028 (4.18%)	101,044 (2.78%)	157,076 (6.78%)	0.335
三重県	729,031 (5.90%)	204,252 (5.62%)	189,306 (8.18%)	0.454
滋賀県	555,949 (4.50%)	136,836 (3.76%)	136,006 (5.87%)	0.454
京都府	822,248 (6.65%)	254,207 (6.99%)	203,449 (8.79%)	0.499
大阪府	2,720,339 (22.02%)	1,006,954 (27.69%)	339,066 (14.64%)	0.711
兵庫県	2,051,242 (16.60%)	516,070 (14.19%)	432,653 (18.68%)	0.489
奈良県	523,070 (4.23%)	108,647 (2.99%)	177,674 (7.67%)	0.333
和歌山県	544,906 (4.41%)	87,708 (2.41%)	200,381 (8.65%)	0.245
徳島県	568,994 (4.60%)	82,054 (2.26%)	167,277 (7.22%)	0.265
計	9,031,807 (73.09%)	2,497,772 (68.69%)	2,002,888 (86.50%)	
京都市	657,134 (5.32%)	239,086 (6.58%)	102,946 (4.45%)	0.66
大阪市	1,787,971 (14.47%)	635,039 (17.46%)	84,384 (3.64%)	0.87
神戸市	879,755 (7.12%)	264,170 (7.27%)	125,333 (5.41%)	0.67
計	3,324,860 (26.91%)	1,138,295 (31.31%)	312,663 (13.50%)	
合計	12,356,667 (100.00%)	3,636,067 (100.00%)	2,315,551 (100.00%)	

## ( 3 ) 職員数 ( 人 )

	一般 行政	教 育	警 察	消 防	合 計
福井県	3,229 (3.86%)	8,312 (4.52%)	1,958 (3.53%)		13,499 (4.09%)
三重県	4,825 (5.76%)	15,525 (8.44%)	3,239 (5.83%)		23,589 (7.15%)
滋賀県	3,594 (4.29%)	12,020 (6.54%)	2,450 (4.41%)		18,064 (5.47%)
京都府	4,721 (5.64%)	17,698 (9.62%)	6,850 (12.34%)		29,269 (8.87%)
大阪府	9,927 (11.85%)	51,327 (27.91%)	22,130 (39.86%)		83,384 (25.27%)
兵庫県	8,633 (10.31%)	38,091 (20.71%)	12,029 (21.67%)		58,753 (17.81%)
奈良県	3,602 (4.30%)	10,790 (5.87%)	2,649 (4.77%)		17,041 (5.16%)
和歌山県	3,947 (4.71%)	10,245 (5.57%)	2,431 (4.38%)		16,623 (5.04%)
徳島県	3,703 (4.42%)	8,051 (4.38%)	1,780 (3.21%)		13,534 (4.10%)
計	46,181 (55.14%)	172,059 (93.56%)	55,516 (100.00%)		273,756 (82.97%)
京都市	8,247 (9.85%)	2,327 (1.27%)		1,884 (27.76%)	12,458 (3.78%)
大阪市	20,125 (24.03%)	6,733 (3.66%)		3,493 (51.47%)	30,351 (9.20%)
神戸市	9,194 (10.98%)	2,790 (1.52%)		1,409 (20.76%)	13,393 (4.06%)
計	37,566 (44.86%)	11,850 (6.44%)		6,786 (100.00%)	56,202 (17.03%)
合計	83,747 (100.00%)	183,909 (100.00%)	55,516 (100.00%)	6,786 (100.00%)	329,958 (100.00%)

## 付 属 資 料

# 関西分権改革推進委員会設置要綱

福井県、三重県、滋賀県、京都府、  
大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、  
徳島県、京都市、大阪市、神戸市、  
関西経済連合会、大阪商工会議所、  
京都商工会議所、神戸商工会議所、  
関西経済同友会、関西経営者協会

## (設置および名称)

第一条 関西の2府7県および3政令市ならびに6経済団体は、関西分権改革研究会報告書「分権改革における関西のあり方」(2005年1月)を踏まえ、共同で「関西分権改革推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

## (目的)

第二条 委員会は、関西分権改革研究会が試案として示した「府県を越える広域自治組織の具体案」について、関西において広域的に取り組む課題を明確にした上で、その実現可能性を詳細に検討し、もって関西にとって望ましい地方分権体制の実現に資することを目的とする。

## (所管事項)

第三条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査審議する。

- 一 関西において広域的に取り組むべき課題の現状と問題点を調査し、それらの課題を的確に処理するための国からの権限・税財源移譲を含め地方の体制を検討し、そのあり方について提案すること。
- 二 前号の検討において「府県を越える広域自治組織」が所掌すべきとされた事務について、関西分権改革研究会が示した試案を土台に、「府県を越える広域自治組織」を地方自治法の広域連合制度によって設立する場合の具体的事項を検討した上で、設立の可否について提案すること。
- 三 関西にとって望ましい地方分権体制を実現する観点から、必要に応じて前2号に関連する事項について検討し、提案すること。

## (メンバー)

第四条 委員会のメンバーは、座長、委員、特別委員およびアドバイザーとする。

- 2 委員会発足当初の前項各メンバーには、原則として関西分権改革研究会の各メンバーを充てるものとし、別表の通りとする。
- 3 委員会に座長代理2名以内を置くことができるものとし、座長が委員のうちから指名する。
- 4 メンバーの補充は次により行う。
  - 一 座長が欠けたときは、委員会において選任する。

- 二 委員のうち各自治体および経済団体において選任された委員が退任したときは、当該自治体または経済団体において後任者を選任する。
- 三 学識経験者の委員、特別委員およびアドバイザーを補充する場合は、委員会の同意を得て座長が委嘱する。

( 幹事会 )

第五条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は委員会を補佐し、メンバー間の連絡調整を行う。
- 3 幹事会のメンバーは、幹事長、副幹事長、幹事、特別幹事および事務局長とする。
  - 一 幹事長1名は、座長が指名する。
  - 二 副幹事長若干名は、幹事会において互選する。
  - 三 幹事は、各自治体および経済団体において選任する。
  - 四 特別幹事は、幹事会の同意を得て幹事長が委嘱する。
- 4 幹事会は、会議に幹事会メンバー以外の者の出席を求めることができるものとする。

( 事務局 )

第六条 委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、座長の命を受けて委員会の事務を処理する。
- 3 事務局には、事務局長1名および所要の職員を置き、座長が委嘱する。
- 4 事務局の事務所は、大阪市内に置く。

( 経費 )

第七条 委員会の運営に要する経費(事務局の人件費を除く。)は、関西経済連合会において負担する。

( 設置期限 )

第八条 委員会は、2006年(平成18年)3月31日を設置期限とする。ただし、必要がある場合は、委員会において決定することにより、設置期限を延長することができるものとする。

( 委員会への委任 )

第九条 本要綱に定めるもののほか、分科会、ワーキンググループ等の設置その他委員会に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

第一条 この設置要綱は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(注) 委員会の設置期限は、設置要綱第八条ただし書きの規定により、2006年3月10日の第7回委員会において、2006年(平成18年)6月30日まで延長することが決定された。

## (別表) 委員会メンバー

(順不同・敬称略)

区 分	役 職	氏 名
座 長	関西経済連合会 地方分権委員会 委員長	井 上 義 國
アドバイザー	大阪大学 大学院経済学研究科 教授	本 間 正 明
委 員 (学識経験者)	関西学院大学 経済学部 教授 京都大学 大学院法学研究科 教授 近畿大学 経済学部 教授 慶応義塾大学 商学部 教授 同志社大学 大学院総合政策科学研究科 教授 徳島文理大学 総合政策学部 教授 龍谷大学 法学部 教授	林 宜 嗣 真 淵 勝 中 井 英 雄 跡 田 直 澄 新 川 達 郎 野 村 隆 富 野 暉一郎
委 員 (自治体)	福井県 副知事 三重県 副知事 滋賀県 副知事 京都府 副知事 大阪府 副知事 兵庫県 副知事 奈良県 副知事 和歌山県 副知事 徳島県 副知事 京都市 副市長 大阪市 助役 神戸市 助役	飯 島 義 雄 丸 山 浩 司 廣 田 義 治子 佐 村 知 子 三 輪 和 夫 藤 本 和 弘 西 尾 哲 夫 小佐田 昌 計 木 村 正 裕 星 川 茂 一 土 崎 敏 夫 梶 本 日出夫
委 員 (経済団体)	関西経済連合会 地方分権委員会 副委員長 関西経済連合会 地方分権委員会 副委員長 関西経済連合会 地方分権委員会 副委員長 関西経済連合会 副会長(地方分権委員会 担当) 関西経済連合会 副会長(地方分権委員会 担当) 大阪商工会議所 副会頭 京都商工会議所 副会頭 神戸商工会議所 副会頭・経済社会政策委員会 委員長 関西経済同友会 統治能力確立委員会 委員長 関西経済同友会 地域主権推進委員会 委員長 関西経済同友会 常任幹事	服 部 盛 隆 村 上 仁 志 土 橋 芳 邦 柴 田 稔 雀 部 昌 吾 大 林 剛 郎 堀 場 雅 夫 高 崎 正 弘 山 田 廣 則 平 岡 龍 人 鳥 井 信 吾
特別委員	関西広域連携協議会 事務局長	田 中 英 俊

(注)上記の委員会メンバーは2005年4月1日現在のものである。

以上

## (参考) 幹事会メンバー

(順不同・敬称略)

区 分	役 職	氏 名
幹事長	大阪府 総務部行政改革室長	藤 岡 巧 一
幹 事 (自治体)	福井県 総務部人事企画課長	松 枝 知 宣
	三重県 総合企画局首都機能移転・広域交流推進室長	中 西 清 司
	滋賀県 政策調整部企画調整課長	瀬 古 良 勝
	京都府 企画環境部企画参事	重 松 千 昭
	大阪府 総務部行政改革室行政改革課長	新 井 純
	兵庫県 県民政策部政策室政策担当課長	中 塚 則 男
	奈良県 総務部知事公室総合調整室長	米 田 雅 博
	和歌山県 知事公室政策審議室長	前 裕 健 作
	徳島県 企画総務部総合政策局政策調査員	蛭 多 克 好
	京都市 総合企画局政策推進室政策企画課長	鈴 木 知 史
	大阪市 総務局行政部行政企画課長	山 本 剛 史
	〃 計画調整局企画調整部計画管理担当課長	野 原 賢 一 郎
	神戸市 企画調整局企画調整部企画課長	広 瀬 朋 義
	幹 事 (経済団体)	ダイキン工業 経営企画室課長
池田銀行 C S 営業部地域渉外室長		佐 伯 光 一
住友信託銀行 業務部審議役		石 原 博
クボタ 業務部部長		高 橋 伸
東洋紡績 広報室マネジャー		矢 野 邦 男
バンドー化学 経営監査室長		太 田 佳 明
関西電力 秘書室マネジャー		長 尾 勝
三井住友銀行 経営企画部金融調査室上席推進役		木 村 康 平
清風明育社 専務理事		平 岡 憲 人
関西経済連合会 地域グループ長		藤 原 幸 則
大阪商工会議所 経済産業部次長		中 川 正 隆
京都商工会議所 産業振興部都市整備担当課長		植 村 章 弘
神戸商工会議所 経済部次長		平 岡 靖 敏
関西経済同友会 企画調査部課長		金 子 秀 一
関西経営者協会 事務局次長	中 井 正 郎	
特別幹事	関西広域連携協議会 事務局次長	谷 真 明
事務局長	関西経済連合会 理事	栗 山 和 郎

(注)上記の幹事会メンバーは2005年4月8日現在のものである。

# メンバーリスト

(順不同・敬称略)

## 関西分権改革推進委員会

(座長)

関西経済連合会 常任理事 井上 義 國

(アドバイザー)

大阪大学 大学院経済学研究科教授 本間 正 明

(座長代理)

関西学院大学 経済学部教授 林 宜 嗣

(委員)

京都大学 大学院法学研究科教授 真 淵 勝

近畿大学 経済学部教授 中 井 英 雄

慶応義塾大学 商学部教授 跡 田 直 澄

同志社大学 大学院総合政策科学研究科教授 新 川 達 郎

徳島文理大学 総合政策学部教授 野 村 隆

龍谷大学 法学部教授 富 野 暉一郎

福井県 副知事 飯 島 義 雄

三重県 副知事 丸 山 浩 司

滋賀県 副知事 廣 田 義 治

京都府 副知事 猿 渡 知 之

大阪府 副知事 梶 本 徳 彦

兵庫県 副知事 齋 藤 富 雄

奈良県 副知事 西 尾 哲 夫

和歌山県 副知事 小佐田 昌 計

徳島県 副知事 木 村 正 裕

京都市 副市長 上 原 任

大阪市 助役 井 越 將 之

神戸市 助役 梶 本 日出夫

関西経済連合会 地方分権委員会委員長 村 上 仁 志

(住友信託銀行 特別顧問)

関西経済連合会 地方分権委員会広域連携部会長 錢 高 一 善

(錢高組 会長兼社長)

関西経済連合会 地方分権委員会副委員長 服 部 盛 隆

(池田銀行 頭取)

関西経済連合会 地方分権委員会副委員長 横 内 誠 三

(栗本鐵工所 社長)



関西経済連合会 (大丸 会長兼CEO)	副会長(地方分権委員会担当)	奥 田 務
大阪商工会議所 (サクラクレパス 社長)	副会頭	西 村 貞 一
京都商工会議所 (堀場製作所 最高顧問)	副会頭	堀 場 雅 夫
神戸商工会議所 (三井住友銀行 特別顧問)	副会頭・経済社会政策委員会委員長	高 崎 正 弘
関西経済同友会 (清風明育社 理事長)	地域主権推進委員会委員長	平 岡 龍 人
関西経済同友会 (都市生活研究所 代表取締役)	地域主権推進委員会副委員長	篠 崎 由 紀 子
関西経済同友会	常任幹事	萩 尾 千 里
(特別委員)		
関西広域連携協議会	事務局長	田 中 英 俊 (2006年6月7日現在)

## 幹事会

(幹事長)		
大阪府	政策企画部企画室長	福 田 昌 弘
(副幹事長)		
京都府	企画環境部企画参事	重 松 千 昭
兵庫県	県民政策部政策局政策課長	太 田 和 成
大阪市	総務局行政部大都市制度担当課長	薦 田 昌 弘
ダイキン工業	経営企画室課長	藤 沢 勉
三井住友銀行	経営企画部金融調査室上席推進役	木 村 康 平
(幹 事)		
福井県	総務部市町村課長	岩 田 俊 一
三重県	政策部広域連携推進室長	速 水 恒 夫
滋賀県	政策調整部企画調整課長	深 井 俊 秀
大阪府	政策企画部企画室副理事兼課長(地域主権推進担当)	幸 田 武 史
奈良県	企画部総合政策課長	森 川 裕 一
和歌山県	知事公室政策審議室長	増 谷 行 紀
徳島県	企画総務部総合政策局政策調査員	並 木 俊 明
京都市	総合企画局政策推進室政策企画課長	林 建 志
大阪市	経営企画室総合計画担当課長	岡 本 篤 佳

神戸市	企画調整局企画調整部企画課長	谷 口 真 澄
住友信託銀行	業務部審議役	石 原 博
銭高組	営業第一部長	北 村 等
池田銀行	秘書室長	佐 伯 光 一
栗本鐵工所	企画本部事業企画部長	織 田 晃 敏
大丸	経営計画本部経営企画部企画担当スタッフ	窪 井 悟
関西電力	秘書室マネジャー	久 米 一 郎
サクラクレパス	常務取締役	宮 田 文 雄
堀場製作所	秘書室マネジャー	中 村 勝 美
清風明育社	専務理事	平 岡 憲 人
関西経済連合会	地域グループ長	藤 原 幸 則
大阪商工会議所	経済産業部次長	中 川 正 隆
京都商工会議所	産業振興部都市整備担当課長	植 村 章 弘
神戸商工会議所	産業振興部次長	平 岡 靖 敏
関西経済同友会	企画調査部副部長	金 子 秀 一
関西経営者協会	事務局次長	中 井 正 郎

(特別幹事)

関西広域連携協議会	事務局次長	谷 真 明
-----------	-------	-------

(事務局長)

関西経済連合会	理事	栗 山 和 郎
---------	----	---------

(2006年6月7日現在)

事務局

事務局長(兼務)	(関西経済連合会)	栗 山 和 郎
事務局次長	(住友金属工業)	林 雅 俊
課長兼主任調査役	(関西経済連合会)	長谷川 裕 子
主任調査役	(大阪府)	乙 咩 篤 志
主任調査役	(住友信託銀行)	杉 村 隆 史
調査役	(ダイキン工業)	星 野 道 信

## 会合開催実績

### 委員会

第1回	2005年 4月14日	<p>松本英昭・財団法人自治総合センター理事長から「地方制度改革の行方 - 広域連合制度を中心として - 」と題して話を聞き、引き続き意見交換した。</p> <p>1994年に始まった今回の地方分権改革の一連の流れについて、基礎自治体制度改革、広域地域統治制度改革という二つの観点から概括したうえで、特に都道府県を越える地域を単位とする広域連合制度について、今の制度に至る経緯、制度設計上の留意点などについて示唆を得た。その中で関西広域連合については、事務・権能の範囲、構成団体との関係、組織・機構及び長や議員の選出、国との関係、地域内諸団体との関係、財政について、多様性と弾力性を活かした制度設計を行うべきであると指摘された。</p> <p>その後、委員会の今後の進め方について、松本理事長同席のもと、委員間で意見交換した。事務局から、一年間のスケジュール案と当面の作業について資料を提示し、おおむね了解された。当面の作業としては、広域的課題の問題点に関する調査と広域的課題の現状に関する調査の二つを行うこととなった。</p>
第2回	6月24日	<p>宮沢宗男・木曽広域連合事務局長から「木曽広域連合について」と題して話を聞き、引き続き意見交換した。</p> <p>木曽広域連合を設置することとなった背景や具体的な経緯、特徴について紹介があったあと、広域連合設置のメリットは事務や施設の効率化であり、デメリットは合議制の意思決定による非迅速性と指摘された。デメリット克服のためには、公選制や執行責任者の選出などを通じて意思を共有していくことと、自主財源の確保が不可欠であることといった示唆を得た。</p> <p>その後、事務局から分野別作業チームの基礎調査の進捗状況と自治体アンケート調査の結果概要について、資料を説明し、意見交換した。9月上旬までに分野別作業チームの検討結果をもとに委員会として議論できるよう引き続き調査することとなった。</p>
第3回	9月1日 ～ 2日	<p>委員会・幹事会合同会議（集中討議）として、委員、幹事が一緒に二日間にわたって、分野別作業チームの検討内容を共有したうえで、課題の絞込みに向けた意見交換を行った。</p> <p>分野別作業チームのとりまとめでは、防災・危機管理、観光・文化、産業政策、交通基盤整備、地域整備計画、環境の6つのチームのリーダーから、四ヶ月余りにわたる調査の概要の説明があった。いずれのチームにおいても、ヒアリング等を中心とした各分野それぞれにおける自治体や広域連携組織の現状を踏まえ、各分野の広域的課題を明らかにし、それを解決する場合の組織として広域連合の可能性を探った。</p> <p>6チームからの報告をもとに、総括討議として、広域的課題を分</p>

		野横断的に概観した場合の特徴や相互関係について議論し、与えられた委員会の所管事項に照らして今後どのように検討作業を進めていくかについて意見交換した。この場では、明確な結論は出なかった。
第4回	10月13日	委員会・幹事会合同会議（集中討議）での意見を踏まえ、委員会後半で議論する課題を整理するため、まず委員に対して「広域的課題の分類に関するアンケート調査」を行い、事務局からその結果を報告した。 さらに、その集計結果を踏まえて事務局から、関西分権改革推進委員会の今後の進め方について原案を提示した。それをもとに委員間で意見交換を行い、「広域自治組織が所掌すべき事務について複数のケースを想定して、広域連合を設立する場合の具体的検討（ケーススタディ）を行う」ことを決定した。 その際、設立当初のあり方に限らず、国からの事務移管や制度変更を含め、設立後10年程度までを展望した検討も行うこととなった。また、具体的な作業は、事務局がたたき台を作成して幹事に提出し、その場での意見交換や事後の意見照会を通じて内容を練り上げていくという手法をとることとなった。
第5回	12月26日	二回目の委員会・幹事会合同会議として、委員、幹事が一緒に議論の場について。「関西広域連合のケーススタディ」資料（A4版240頁、ポイントA3版7頁）を事務局から提出し、各ケースの比較評価等について意見交換した。 ケーススタディは、3ケース6パターンで行った。ケース1は、防災分野と観光分野という二つの特定分野の共同事業型を想定した。ケース2は、企画立案・利害調整型（計画分野、交通分野）を想定した。ケース3は、ケース1とケース2を合わせ、それに産業分野と環境分野も加え、フルセットタイプ（総合広域行政型）を想定した。 ケース3を目標において、着手可能な分野からスタートし、広域連合のメリットを住民に示しながら改革を進めていくことの重要性が民間委員からは多く指摘された。しかしながら、広域連合設置当初から住民にメリットを示すことができなければ実現は困難との指摘もあったので、設置当初の広域連合の姿を委員会として共有できるよう引き続き作業することとなった。
第6回	2006年 2月3日	本委員会設置以降検討してきた主要な論点やメンバーの意見をもとに「関西広域連合」を設置する場合の具体的事項について整理した資料をもとに意見交換した。 具体的事項としては、関西広域連合を設置する目的、関西広域連合において処理する事務、各事務の具体案、関西広域連合の仕組み・運営、中長期ビジョンを取り上げた。 関西の特色を發揮して魅力をつくるうえで、広域連合を設置することは何らかの効果があるのではないかといいところまで議論は進んできた。今後、具体的にどこから着手するのか、移譲してもらいたい権限はなにか、財源の問題をどう解決するか、といった点について、次の組織で議論する材料を調べておくため、引き続き検討することとなった。
第7回	3月10日	関西広域連合を設置する場合の具体的事項をもとに、関西分権改革推進委員会報告書の素案を提示し、意見交換した。

		関西広域連合は地方分権体制の実現に有力かつ現実的な手段であるという認識で大筋の合意を得た。委員会報告書は、関西広域連合設置の可否についての首長の決定を助けるために提出するものと位置づけ、引き続き内容を精査していくこととなった。
第8回	3月30日	関西分権改革推進委員会報告書(案)について意見交換を実施し、内容について概ね合意し、細かな修正については座長に一任された。 今後、修正後の報告書(案)をもって関係する府県及び政令市の知事・市長及び経済団体のトップへの説明を行ったうえで、いただいた意見を反映した報告書を次回委員会で協議・決定することとなった。
第9回	6月7日	報告書(案)の説明と今後の進め方に関する意見聴取のため、井上座長が2府7県3政令市の知事・市長に面談した結果について、井上座長から報告を受けた。 面談結果を踏まえ最終調整をした関西分権改革推進委員会報告書(案)について審議し、決定した。

## 幹事会

第1回	4月8日	委員会の進め方について
第2回	4月26日	当面の進め方について
第3回	8月9日	分野別作業チームとりまとめについて 委員会・幹事会合同集中討議に向けて
第4回	9月1日 ～2日	委員会・幹事会合同会議(集中討議)
第5回	9月29日	アンケート調査の結果について 事務の抽出の方法や具体案について 今後の進め方について 今後の手順について
第6回	11月9日	ケーススタディの進捗報告と意見交換
第7回	11月25日	ケーススタディの進捗報告と意見交換
第8回	12月15日	ケーススタディの進捗報告と意見交換
第9回	12月26日	委員会・幹事会合同会議
第10回	1月26日	関西広域連合設置案(素案)について
第11回	3月2日	関西分権改革推進委員会報告書(素案)について
第12回	4月14日	関西分権改革推進委員会報告書(案)[第5稿]の確認 今後の進め方について
第13回	5月26日	関西分権改革推進委員会報告書(案)[第6稿]について 今後の進め方について

## 分野別作業チーム

### 防災・危機管理

第1回	5月18日	今後のチーム作業の進め方について
第2回	6月10日	ヒアリング(人と防災未来センター) ヒアリング結果に基づく意見交換
第3回	6月16日	ヒアリング(西日本電信電話、関西電力) ヒアリング結果に基づく意見交換

第4回	6月27日	ヒアリング(NHK大阪放送局) ヒアリング結果に基づく意見交換
第5回	7月19日	兵庫県及び和歌山県の防災担当者を変えてのチーム討論 兵庫県災害対策センターの見学
第6回	8月24日	チーム見解の修正及び最終とりまとめの為の意見交換・調整

### 観光・文化

第1回	5月19日	ヒアリング(関西広域連携協議会、関西国際観光推進センター) 進め方について意見交換
第2回	5月27日	ヒアリング(奈良県)
第3回	6月1日	ヒアリング(京都市)
第4回	6月8日	ヒアリング(歴史街道推進協議会、関西国際広報センター) ヒアリング結果に基づく意見交換
第5回	6月17日	ヒアリング(和歌山県)
第6回	7月6日	ヒアリング等に基づくチームとりまとめについて意見交換
第7回	7月15日	ヒアリング(ジェイティービー) チームとりまとめについて意見交換
第8回	7月28日	チームとりまとめについて
第9回	8月25日	とりまとめについて意見交換

### 産業政策

第1回	5月18日	今後のチーム作業の進め方について
第2回	6月10日	ヒアリング(大阪商工会議所) ヒアリング結果に基づく意見交換
第3回	6月14日	ヒアリング(大阪府、関西文化学術研究都市推進機構) ヒアリング結果に基づく意見交換
第4回	6月15日	ヒアリング(神戸市) ヒアリング結果に基づく意見交換
第5回	7月19日	チーム見解のとりまとめについての意見交換
第6回	8月1日	チーム最終見解とりまとめについての意見交換・調整
第7回	8月23日	第3回委員会に向けてのチーム見解ペーパー修正についての意見交換と最終調整

### 交通基盤整備

第1回	5月24日	ヒアリング(関西経済連合会(空港・港湾)) 進め方について
第2回	6月8日	ヒアリング(滋賀県(道路))
第3回	6月13日	ヒアリング(福井商工会議所、福井県(新幹線))
第4回	6月21日	ヒアリング(神戸市(港湾))
第5回	6月27日	ヒアリング(大阪府(空港))
第6回	6月28日	ヒアリング(阪神高速道路公団(道路))
第7回	7月4日	ヒアリング(奈良県(道路))
第8回	7月14日	チームとりまとめ方針について
第9回	7月21日	ヒアリング(京南倉庫・大阪湾ベイエリア開発推進機構(交通ネットワーク))

第 10 回	7 月 26 日	チームとりまとめ案について
--------	----------	---------------

#### 地域整備計画

第 1 回	5 月 11 日	進め方について
第 2 回	5 月 31 日	基礎調査進捗報告 ヒアリング先選定について
第 3 回	6 月 17 日	ヒアリング(関西広域連携協議会、神戸市)
第 4 回	7 月 1 日	ヒアリング(近畿地方整備局)
第 5 回	7 月 8 日	ヒアリング(大阪府)
第 6 回	7 月 26 日	チーム調査検討のまとめについて

#### 環境

第 1 回	5 月 13 日	今後の進め方について
第 2 回	6 月 3 日	今後のチーム作業と調査手法について
第 3 回	6 月 14 日	ヒアリング(日本自然保護協会(自然保護)) ヒアリング(滋賀県(廃棄物対策))
第 4 回	7 月 4 日	ヒアリング(兵庫県) 今後のとりまとめについて
第 5 回	7 月 11 日	ヒアリング(京都府(地球環境問題)) ヒアリング(松下電器産業(環境問題への企業の取り組み)) 今後のとりまとめについて
第 6 回	7 月 22 日	調査結果とりまとめの方向について 環境チームとりまとめ整理(案)について

関西分権改革推進委員会報告書  
関西広域連合のあり方に関する提案

---

発行日 2006年6月7日  
発行者 関西分権改革推進委員会  
問合先 関西分権改革推進委員会事務局  
(2006年6月30日まで)  
〒530-6691  
大阪市北区中之島 6-2-27  
(中之島センタービル18階)  
TEL 06-6441-0135  
FAX 06-6441-0138

---



